

平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱

第 1 部 平成 23 年（2011 年）産業連関表の作成の基本

（案）

第 1 部については、平成 24 年 9 月●日付けで、産業連関部局長会議決定として取りまとめたものである。

なお、平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本方針については、平成 22 年 12 月 27 日付けで産業連関部局長会議決定として策定済みのものであるが、基本要綱が同基本方針を具体化するものであること、また、最新の状況を踏まえて作成スケジュールを見直し、第 1 部の決定に合わせて改正したことから、第 1 部第 1 章に掲載している。

## 目 次

### 第1章 平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針

1	平成23年（2011年）産業連関表の作成目的等	1
2	事業の実施体制	2
	(1) 共同事業体制	
	(2) 事業組織及び作成業務の分担	
	(3) 予算	
3	事業の内容	3
4	作成上の留意点及び主な検討事項等	4
	(1) 作成上の留意点	
	(2) 主な検討事項	
	(3) 作成の効率化及び相互協力	
	(4) その他	
5	作成スケジュール	5
6	その他	5
	[別紙] 平成23年（2011年）産業連関表作成スケジュール	6
	[参考] 平成23年（2011年）産業連関表作成機関名簿	7

### 第2章 平成23年（2011年）産業連関表の作成基本フレーム

1	対象期間及び地域的範囲	8
	(1) 対象期間	
	(2) 地域的範囲	
2	記録の時点	8
3	金額による評価	8
4	部門分類	8
	(1) 部門分類の原則	
	(2) 部門分類の種類	
	(3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード	
	(4) 特殊符号	
	(5) 最終需要部門と粗付加価値部門	
5	取引基本表の基本構造	10
	(1) 商品×アクティビティ（商品）表	
	(2) 価格評価と表形式	
	(3) 輸入の扱いと表章形式	
6	国内生産額及び輸出入品の価格評価	10
	(1) 国内生産額の価格評価	
	(2) 輸出入品の価格評価	
7	特殊な扱いをする部門	10
	(1) コスト商業及びコスト運賃	

(2) 屑・副産物の扱い	
(3) 帰属計算を行う部門	
(4) 仮設部門	
(5) 使用者主義と所有者主義	
(6) 中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等	
8 付帯表	11
9 作成する統計表	12
10 結果の公表	12
11 接続産業連関表	12

### 第3章 平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成

#### 17年表との相違点

1 産業連関表の基幹統計化	14
(1) 基幹統計としての指定	
(2) 総務大臣に対する作成方法の通知	
2 公的統計基本計画に掲げられた事項	15
3 公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項	16
4 推計基礎資料の収集・整備	16
(1) 経済センサス-活動調査によって得られた調査票情報の利用	
(2) 産業連関構造調査の改善	
5 経済センサス-活動調査の実施時期の繰下げ（把握対象期間の平成22年から23年への繰下げ）に伴う産業連関表の作成対象年次及び作成スケジュールの変更等	17
(1) 産業連関表の作成対象年次の変更	
(2) 作成スケジュールの変更の可能性及び公表の早期化への努力	
6 部門分類	18
(1) 部門分類の見直し	
(2) 部門分類数	
(3) 分類コードの再編	
7 産業連関表作成業務支援プログラムの全面的な見直し	20
8 作業分担	21
〔別表1〕 公的統計基本計画に掲げられた事項に関する検討結果	22
〔別表2〕 公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項に関する検討結果	24
〔別表3〕 平成23年（2011年）産業連関表における部門分類の設定等に関する主な変更の概要	26
〔別表4〕 平成17年（2005年）産業連関表—平成23年（2011年）産業連関表 部門分類対応表	32
〔別表5〕 平成23年（2011年）産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等	47
〔参考〕 政府及び独立行政法人等の格付けチャート表	66

# 第1章 平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針

平成22年12月27日  
産業連関部局長会議決定  
改正：平成24年9月●日

我が国の産業連関表は、その作成に当たり広範多岐にわたる分野の膨大な統計資料等を用いていること等から、関係府省庁の共同事業体制をとっている。

このため、関係府省庁は、産業連関表を取り巻く社会・経済状況の変化や諸課題に適切に対応しつつ、産業連関表作成上の検討事項等に関して共通認識を持つことが必要である。

本方針は、こうした共通認識の確保のため、平成23年（2011年）産業連関表の作成事業に係る基本的事項を定めたものである。

## 1 平成23年（2011年）産業連関表の作成目的等

産業連関表は、財・サービスの生産活動における産業相互の連関構造、生産活動と最終需要面・付加価値面との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにする重要な加工統計であるのみならず、国の経済見通しや各種経済政策の作成、個別施策の経済波及効果分析等に活用されているほか、国民経済計算等の各種経済統計等の基礎データにもなっている。

また、産業連関表は、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能であることから、民間企業等においても関連業界の動向の将来予測等にも幅広く利用されている。

さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成するサブシステムの1つに位置づけられ、基本的に国際比較可能性が確保されていることから、国際機関や各国の政府研究機関等において各国の産業構造の比較等にも広く利用されている。

このため、産業連関表は、上記重要性にかんがみ、平成22年7月に、公的統計の中核をなす統計として、統計法上の基幹統計に指定されている（指定した旨の公示は平成22年9月）。

一方、産業連関表を取り巻く状況は、平成17年（2005年）を作成対象年とした前回の産業連関表（以下「平成17年表」という。）の作成時以降大きく変化しており、特に重要なものとして以下の点が挙げられる。

- ① 産業連関表関係の諸課題が盛り込まれた平成21年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）の策定
- ② 産業連関表の部門分類の概念・定義等に関して整合性の確保を図る必要がある国民経済計算体系の2008年国際連合勧告や日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の平成19年改定
- ③ これまで産業連関表作成の重要な基礎資料であった工業統計調査やサービス業基本調査の「経済センサス=活動調査」への統合（平成23年度）

こうしたことから、上記状況の変化を踏まえつつ、産業連関表を作成することとし、その作成に当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

なお、産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、今回作成する産業連関表は、重要な基礎資料と

なる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であるため、これに合わせて、当該原則とは異なるものの、平成23年（2011年）を作成対象年とすることとし、その名称も平成23年（2011年）産業連関表とする。

## 2 事業の実施体制

### (1) 共同事業体制

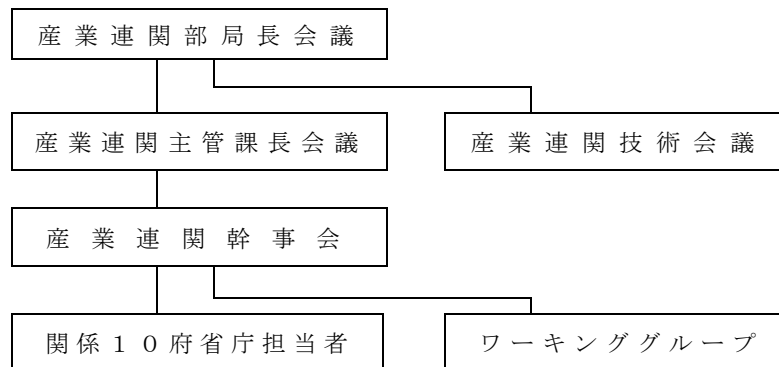
平成23年（2011年）産業連関表の作成は、平成22年度を初年度とする6か年度にわたる事業とし、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業体制により行う。

なお、必要に応じてその他の関係機関の協力を得るものとする。

### (2) 事業組織及び作成業務の分担

ア 産業連関表の作成を円滑に進めるため、産業連関部局長会議等の機関を設ける。事業の実施体制及び各機関の機能と構成は、次のとおりとする。

#### < 事業の実施体制 >



#### < 各機関の機能と構成 >

- ① 産業連関部局長会議  
産業連関表に関する基本事項を決定するため、関係府省庁の関係部局長をもって構成する。
- ② 産業連関主管課長会議  
産業連関表に関する重要事項を決定するため、関係府省庁の主管課長をもって構成する。
- ③ 産業連関技術会議  
産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行うため、学識経験者をもって構成する。
- ④ 産業連関幹事会  
産業連関表に関する事項の関係府省庁間の連絡及び関係府省庁に共通する問題の処理を行うため、関係府省庁の担当者の代表をもって構成する。必要に応じて部外協力者を参加させることができる。
- ⑤ ワーキンググループ  
産業連関表の部門分類、概念・定義、推計方法等に関する具体的問題を集中的に検討するため、関係府省庁の担当者をもって構成する。

イ 関係府省庁の具体的な作成業務の分担は、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」

において決定することとする。

なお、各府省庁の主たる作成業務の分担は次のとおりである。

＜各府省庁の主たる作成業務の分担＞

府省庁	主たる作成業務の分担
総務省	① 立案、連絡、調整及び公表の総括 ② 電子計算機による製表及び分析計算 ③ 輸出入部門 ④ 通信・放送部門
内閣府	① 公務、対個人及び公共サービス部門（他省庁が担当する部門を除く。） ② 最終需要部門（輸出入部門を除く。） ③ 粗付加価値部門（雇用者所得部門を除く。）
金融庁	金融及び保険部門
財務省	塩、酒、たばこ及び法務・財務・会計サービス部門
文部科学省	教育及び研究機関部門
厚生労働省	① 医薬品、水道（他府省庁が担当する部門を除く。）、医療、保健、社会保障及び生活衛生関係サービス部門 ② 労働者派遣サービス部門 ③ 雇用者所得部門
農林水産省	農林水産業及び食品工業部門（酒及びたばこ部門を除く。）
経済産業省	① 鉱工業（他府省庁が担当する部門を除く。）、再生資源回収・加工処理部門、電力・ガス・熱供給、工業用水、商業及び対事業所サービス部門（他府省庁が担当する部門を除く。） ② 事務用品部門
国土交通省	① 建設、不動産及び土木建築サービス部門 ② 運輸、船舶及び鉄道車両部門
環境省	廃棄物処理部門

(3) 予算

産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括計上し、これを作成業務の内容に応じて関係府省庁に配分することとする。

3 事業の内容

産業連関表（取引基本表）、係数表、付帯表及び接続産業連関表を作成する。これらの表の形式等については、次のとおりとする。

- (1) 産業連関表は、「商品×アクティビティ（商品）のクロス表」を作成する。表の種類は、価格評価の違いによる生産者価格評価表及び購入者価格評価表並びに輸入の扱いの違いによる競争輸入型表及び非競争輸入型表（基本分類のみ）とする。
- (2) 係数表及び付帯表は、原則として平成17年表に準じた表を作成する。
- (3) 平成23年（2011年）産業連関表完成後に、平成12-17-23年接続産業連関表を作成する。

## 4 作成上の留意点及び主な検討事項等

### (1) 作成上の留意点

- ア 近年の我が国経済構造の急速な変化への対応の必要性や産業連関表の基幹統計としての指定を踏まえ、産業連関表の推計精度の一層の向上を図るため、推計基礎資料の収集・整備の充実及び改善を図る。
- イ 産業連関表の利用のニーズに合った部門の設定を行うとともに、特殊な扱いを可能な限り整理し、利用しやすい表を作成する。
- ウ 経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、国際連合が 1993 年に勧告した国民経済計算体系（以下「93 SNA」という。）及び 2008 年から 2009 年にかけて採択した国民経済計算体系（以下「08 SNA」という。）における概念・定義との関係を整理する。
- エ 基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成業務の合理化・効率化を進め、一層の公表の早期化を図る。

### (2) 主な検討事項

#### ア 基本計画の課題への対応

基本計画に掲げられた産業連関表関係の諸課題について、以下により計画的に検討を進める。

##### ① 「固定資本減耗の時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付けの見直し」

産業連関表における「固定資本減耗への時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付けの見直し」については、内閣府における国民経済計算上の取扱いに関する検討結果を踏まえつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を行い、その結果に基づき、取扱いについて、平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱（以下「基本要綱」という。）の作成までに結論を得る。

##### ② 「詳細な供給・使用表と X 表からなる体系への移行」及び「生産構造・中間投入構造の把握方法の検討」

各府省庁は、推計基礎資料の充実を図る。その一環として、産業連関構造調査を効率的かつ効果的に実施するとともに、必要性が十分あるものについては拡充を図るものとする。特に、サービス業関係及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」関係の産業連関構造調査については、報告者負担軽減の観点を踏まえつつ、推計精度の向上を一層図る。また、推計基礎資料が必ずしも十分でない産出額の推計精度の向上を図るため、産出先情報を把握するための新たな産業連関構造調査を検討し、その実施に関する取扱いは、平成 23 年度末までに結論を得る。

##### ③ 基本価格表示による産業連関表の作成に向けた検討

基本価格表示による産業連関表については、推計に必要な一次統計資料の整備状況を踏まえつつ、その作成に向けて作成方法、精度等の検討を行い、その結果に基づき、取扱いに関して、基本要綱の作成までに結論を得る。

#### イ 08 SNA、産業分類の改定、「経済センサス=活動調査」の実施等に伴う課題への対応

##### ① 概念・定義及び推計方法

平成 17 年表を基本としつつ、産業連関表の利用ニーズにも配慮して、産業分類の平成 19 年改定に準拠した概念・定義の検討を行う。併せて、93 SNA 及び 08 SNA の概念・定義との整合性の確保を図る観点から、内閣府における国民経済計算上の取扱いの検討結果を平成

23年度末までに得て、これを勘案しつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を計画的に行う。また、推計方法について、今回新たに推計基礎資料として利用する「経済センサス-活動調査」の調査内容を踏まえつつ、より一層の精度向上の観点からの検討を行う。技術的事項については、産業連関技術会議を積極的に開催し、専門的見地からの検討を行う。

## ② 部門・品目分類

平成17年表を基本としつつ、産業分類や産業構造の変化等を踏まえ、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮して、部門分類を検討する。特に産業分類上、新たに設定された「管理、補助的経済活動を行う事業所」への対応について十分に検討する。併せて部門の担当府省庁について検討する。

## ③ 推計基礎資料の充実

推計基礎資料の充実を図るため、一次統計所管部署との連携を取りながら、既存統計の組替集計の内容について検討する。特に今回、新たに利用することとなる「経済センサス-活動調査」について、組替集計による利用方法を十分に検討する。また、推計精度の向上の観点から、行政記録情報や民間統計の活用についても積極的に検討する。

## ④ 接続産業連関表の作成方法の検討

固定価格評価表の作成に当たり、実質化の方法について更なる精度向上を検討する。また、輸出インフレータの作成方法に関する検討を行う。

## (3) 作成の効率化及び相互協力

ア 平成23年（2011年）産業連関表の精度向上と作成の効率化を図るため、産業連関表作成業務支援プログラムの抜本的な見直しを行う。

イ 産業連関表の作成には専門的知識と膨大な業務量を必要とするため、各府省庁は、要員の適正配置に努めるとともに、他の業務との適切な調整に十分に留意する。

ウ 各府省庁は、それぞれが共同事業組織の一員であることを十分に認識し、相互協力の下に作成を進める。

## (4) その他

ア 産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討

各府省庁は、所管分野での産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討を引き続き行う。

イ 地域産業連関表の作成に係る地方公共団体への支援

地域産業連関表を作成する地方公共団体に対して、推計基礎資料の提供等の面で支援を行う。

## 5 作成スケジュール

作成スケジュールの概要は、別紙のとおりとする。

## 6 その他

今後の統計体系の整備の状況を踏まえて、平成27年（2015年）を作成対象年とする次回の産業連関表の作成のあり方について、その作成が円滑に開始されることに資するため、平成23年（2011年）産業連関表の作成期間（平成22年度を初年度とする6か年度）中に、必要に応じて検討を行うなど適切な措置を講じる。



平成23年(2011年)産業連関表作成スケジュール(注1-1-1)

年度	平成22年(2010年)度				平成23年(2011年)度				平成24年(2012年)度				平成25年(2013年)度				平成26年(2014年)度				平成27年(2015年)度				平成28年(2016年)度	
	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四	2/四
主要事項	◎ 基本方針の決定								◎ 基本要綱の決定								◎ 速報の公表				◎ 速報の公表 27年基本方針の決定				◎ 接続表の公表	
会議	▼★								▼★								▼★				▼★				▼	
作業	産業連関表の基幹統計への 諮問・答申・指定				<会議の区分> ▼ 産業連関主管課長会議 ★ 産業連関部局長会議				総務大臣に対する作成方法 の通知(統計法26条)				生産額の推計				投入額・産出額の推計				○ 速報報告書発行				○ 接続報告書発行	
	基本方針の作成・審議 ① 事業の実施体制 ② 作成上の留意点及び主な ③ 作成スケジュール				経済センサス-活動調査に係る対応の検討								経済センサス-活動調査組替集計				産業連関表本体 の最終調整				接続表作成方法の部門分類の設定等					
	基本要綱の作成・審議 ① 基礎的事項(表の種類と形式、部門設定、作業分担等) ② 概念・定義・範囲等の検討 ③ 部門別推計方法の検討 ④ 作成課題の検討								既存統計調査、基礎統計の組替集計 ① 貿易統計 ② その他				プログラム開発 予備集計 本集計				産業連関表本体の調整作業 ① 生産者価格調整 ② 購入者価格調整				名目値の調整、時価表の作成					
	産業連関構造調査に関する検討 ① 投入構造の把握方法の検討 ② 産出構造の把握方法の検討												付帯表の作成方法の詳細検討				付帯表の作成				インフレータの作成					
	産業連関構造調査(平成23年度実施)の企画・実施・集計				産業連関構造調査(平成24年度実施)の企画・実施・集計				産業連関構造調査(平成25年度実施)の企画・実施・集計				接続産業連関表の固定価格評価表の あり方の検討				分析計算				実質値の調整、固定価格表の作成				接続表の付帯表の 検討・作成	
																	報告書の作成				分析計算					
																					接続報告書の作成					
																					報告書英文編の作成					
	① 公的統計基本計画への対応 ② 23年表基本方針について ③ 産業連関構造調査の実施について ④ その他				① 部門別概念・定義・範囲 ② 経済センサス-活動調査への対応 ③ 産業連関構造調査の実施について ④ 本社経費等の推計方法 ⑤ 消費税の取扱いについて ⑥ その他				① 部門別概念・定義・範囲 ② 経済センサス-活動調査への対応 ③ 本社経費等の推計方法 ④ 消費税の取扱いについて ⑤ 23年表基本要綱について ⑥ その他				① 生産額等の検討 ② 推計方法の検討 ③ その他				① 付帯表の作成 ② 速報について ③ 確報について ④ 27年表の作成手法、特別調査 の在り方等の検討 ⑤ その他				① 接続表の作成方法の検討 ② 実質化の方法 ③ 27年表基本方針について ④ その他					
	作成業務支援プログラムの基本設計								個別プログラムの詳細設計・開発																	
												作成業務支援プログラムの運用														
												次回、経済センサス-活動調査に対する要望整理								27年表基本方針						
																				27年表基本要綱の検討						
																				産業連関構造調査(平成27年度実施)の企画・実施・集計						
																				産業連関構造調査(平成28年度実施)の企画・実施						

(注1-1-1) 本スケジュールは、平成22年12月の基本方針策定の一環として作成したものである。  
 しかし、①平成23年度後半になり、経済センサス-活動調査に係る調査票情報(組替集計に利用する。)の利用可能時期が、早くとも平成25年秋であることが明らかになってきたとともに、②過去の表における作業実績と改めて比較・検討した結果、平成22年12月の基本方針策定時のスケジュールでは、対応困難な部分が少なくないと考えられた。  
 そこで、これらの事情を踏まえ、本スケジュールを見直し、基本要綱第1部の決定に合わせて、改正したものである。

〔参考〕平成23年（2011年）産業連関表作成機関名簿

(1) 産業連関部局長会議

総務省政策統括官（統計基準担当）  
内閣府経済社会総合研究所次長  
金融庁総務企画局長  
総務省統計局統計調査部長  
財務省大臣官房長  
文部科学省生涯学習政策局長  
厚生労働省大臣官房統計情報部長  
農林水産省大臣官房統計部長（注1-1-2）  
経済産業省大臣官房調査統計審議官（注1-1-3）  
国土交通省総合政策局情報政策本部長  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

(2) 産業連関主管課長会議

総務省政策統括官付統計審査官  
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長  
金融庁総務企画局企画課調査室長  
総務省統計局統計調査部調査企画課長  
財務省大臣官房総合政策課長  
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長  
厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長  
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官（注1-1-2）  
経済産業省大臣官房参事官（経済解析室長）（注1-1-3）  
国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長（注1-1-3）  
国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室長（注1-1-3）  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

（注1-1-2）平成23年9月1日付け組織変更に伴い変更

（注1-1-3）平成23年7月1日付け組織変更に伴い変更

## 第2章 平成23年（2011年）産業連関表の作成基本フレーム

### 1 対象期間及び地域的範囲

#### (1) 対象期間

平成23年（2011年）1月から12月までの1年間を対象とする。

我が国の産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、今回作成する産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であるため、これに合わせて、当該原則の例外として、平成23年（2011年）を作成対象年とする。

#### (2) 地域的範囲

「国内概念」を原則とし、日本国内で行われた生産活動及び取引を対象とする。

具体的には、日本国の領土から国内に所在する外国政府の公館及び軍隊を除いたものに、日本国の在外公館、日本企業が運用する船舶及び航空機を加えたものを範囲とする。

### 2 記録の時点

「発生主義」を原則とし、生産活動及び取引が実際に発生した時点で記録する。

### 3 金額による評価

取引活動の大きさは、「金額」で評価する。

### 4 部門分類

#### (1) 部門分類の原則

ア 行部門は、財・サービス（以下「商品」という。）の販売先構成を表す部門であり、原則として商品分類により分類する。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティベース<sup>(注1-2-1)</sup>により分類する。

(注1-2-1) 一つの商品が一つのアクティビティに対応する部門については、列部門についても商品分類となっている。

イ 取引基本表の表章上、最も詳細な分類である「基本分類」については、生産活動単位による分類のほか、93SNA及び08SNA<sup>(注1-2-2)</sup>との整合性を図るため、「生産活動主体」による分類機能も持たせる。

生産活動主体分類は、以下のとおりとし、基本分類の名称末尾に★印を付すことにより区分する。

- ・「★★」は、「政府サービス生産者」
- ・「★」は、「対家計民間非営利サービス生産者」
- ・無印は、「産業」

(注1-2-2) 93SNAとは、国際連合が、経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、1993年（平成5年）に勧告した国民経済計算の体系をい、08SNAとは、国際連合が、2008年（平成20年）から2009年（平成21年）にかけて採択した国民経済計算の体系をいう。

## (2) 部門分類の種類

### ア 基本分類

(ア) 基本分類は、行 518 部門、列 397 部門<sup>(注1-2-3)</sup>とする。各部門に付するコード（以下「分類コード」という。）については、行部門は7桁、列部門は6桁で表示する。

(注1-2-3) 産業連関表は、内生部門、粗付加価値部門及び最終需要部門から構成され、それぞれに基本分類が設けられるが、産業連関表の大きさを表す部門の数については、一般的に、内生部門の行及び列の部門数をもって表される。したがって、行518部門及び列397部門には、それぞれ粗付加価値部門及び最終需要部門の基本分類の数は含まれていない。

(イ) 各基本部門の概念・定義・範囲は、第3部第2章のとおりであり、平成17年表からの変更点については、それぞれの部門の〔平成17年表からの変更点〕欄に記載している。

(ウ) 計数調整は、原則として、基本分類により行う。

### イ 細品目分類

行部門の更に詳細な分類として、「細品目分類」を設ける。

細品目は、10桁の分類コードで表示する。国内生産額の推計は、細品目を行部門に積み上げて推計する。

### ウ 統合分類

基本分類を統合して「統合分類」を設ける。

統合分類は、統合小分類(190部門)、統合中分類(108部門)及び統合大分類(37部門)とする。

なお、産業連関表の説明用ひな型として、13部門表も作成する。

## (3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード

ア 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードの一覧は、第3部第1章のとおりである。

イ 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードに係る平成17年表との相違については、第1部第3章の別表4のとおりである。

## (4) 特殊符号

表章上、分類コードに補足情報が必要となる場合には、以下の区分に応じて、該当する数字を、特殊符号として分類コードの末尾に付す。

屑投入	……	2
屑発生	……	3
副産物投入	……	4
副産物発生	……	5
商業マージン	……	6
国内貨物運賃	……	7

## (5) 最終需要部門と粗付加価値部門

原則として、国民経済計算（内閣府が作成する基幹統計）と整合性のとれた分類とする。

ただし、家計外消費支出は、最終需要部門及び粗付加価値部門に設ける。

## 5 取引基本表の基本構造

### (1) 商品×アクティビティ（商品）表

〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（商品）の表を直接作成する。

### (2) 価格評価と表形式

ア 生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方を作成する。

イ 基本分類及び統合小分類による投入表及び産出表は、生産者価格、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格を表章することにより、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方が読み取れる表とする。

ウ 消費税については、従前から、実際に取引される価格を的確に表章するために、価格評価に含んで扱っているが、平成23年表の作成に当たっても、引き続き、価格評価に含むこととする。

また、納税額は、引き続き、「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に計上する。

### (3) 輸入の扱いと表章形式

輸入は、「競争・非競争混合輸入型」により表章する。

なお、輸入額を取引基本表の内数として表章することで、「非競争輸入型」に組み替えることも可能とする。

## 6 国内生産額及び輸出入品の価格評価

### (1) 国内生産額の価格評価

「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価する。

### (2) 輸出入品の価格評価

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F（cost insurance and freight）価格で評価する。

普通貿易の輸出品は、本船渡しのF O B（free on board）価格で評価する。

## 7 特殊な扱いをする部門

### (1) コスト商業及びコスト運賃

コスト商業及びコスト運賃は、平成17年表と同様の範囲を推計する。

### (2) 屑・副産物の扱い

屑・副産物は、再生資源回収・加工処理部門を設け表章する。同部門は、「屑・副産物」そのものを含めないこととし、回収・加工に要する経費だけを表章する部門として取り扱う。

屑・副産物の範囲は、投入調査等の結果を勘案しながら、見直しを行うこととする。

### (3) 帰属計算を行う部門

次の部門について帰属計算を行う。

#### ① 生命保険及び損害保険

- ② 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当
- ③ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

#### (4) 仮設部門

独立した生産活動が実際に行われているものではないが、産業連関表作成上の便宜及び利用目的を踏まえ、次の仮設部門を設ける。なお、仮設部門には、分類コードの末尾に「P」を付す。<sup>(注1-2-4)</sup>

- ① 古紙
- ② 鉄屑
- ③ 非鉄金属屑
- ④ 自家輸送（旅客自動車）
- ⑤ 自家輸送（貨物自動車）
- ⑥ 事務用品

自家輸送（④及び⑤）については、表の利用上の要請に応え、自家輸送を表章した表と、これを各部門の財・サービスの投入として織り込み、自家輸送を表章しない表の2種類を作成する。

<sup>(注1-2-4)</sup> ①～③については、屑・副産物として、統計表の表章上は、特殊符号を付す（前記4(4)を参照）。そこで、これら特殊符号及び「P」の両者が、分類コードの末尾に並列する煩瑣を避けるため、統計表上の分類コードには「P」を付さない。この取扱いに伴い、④～⑥についても同様に、統計表上の分類コードには「P」を付さない。したがって、「P」は、部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等、統計表以外の部分においてのみ用いる。

#### (5) 使用者主義と所有者主義

使用者主義と所有者主義の二つの考え方が適用できる物品賃貸業については、「所有者主義」により推計する。

推計部門は、次の6部門とする。

- ① 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
- ② 建設機械器具賃貸業
- ③ 電子計算機・同関連機器賃貸業
- ④ 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
- ⑤ スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
- ⑥ 貸自動車業

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」部門についても、所有者主義で推計する。

#### (6) 中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等

中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の活動に関する取扱い及び部門分類（格付け）については、第1部第3章の別表1③及び別表5のとおりである。

## 8 付帯表

付帯表は、次のものを作成する。<sup>(注1-2-5)</sup>

- ① 物量表

- ② 屑・副産物発生及び投入表
- ③ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ④ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑤ 固定資本マトリックス
- ⑥ 産業別商品産出構成表（V表）
- ⑦ 自家輸送マトリックス

（注1-2-5）「商業マージン表」「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、従前、付帯表の一部として位置付けていたが、取引基本表中の該当する数値を統合中分類ごとに集計したものであることから、付帯表ではなく、統合中分類表の一部として位置付けを改めるとともに、公表は、インターネットのみで行うこととする。（表1-2-1を参照）

## 9 作成する統計表

作成する統計表は、表1-2-1のとおりである。

統計表の様式については、基本的に平成17年表と同様とする。様式の変更については、今後必要に応じて検討する。

## 10 結果の公表

- ① 速報は、統合中分類、統合大分類及びひな型により公表する。公表は、インターネット及び印刷物により行う。  
また、速報の要旨は、閣議に配布する。
- ② 確報を最終的な推計結果報告とし、公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。
- ③ 確報は、総合解説編と計数編で構成する。また、英文編も作成する。

## 11 接続産業関連表

- ① 平成12年(2000年)－17年(2005年)－23年(2011年)接続産業関連表を作成する。
- ② 接続表は、生産者価格で作成することとし、さらに、自家輸送を表章しない形式の時価評価表（名目表）と平成23年価格による固定価格評価表（実質表）を作成する。
- ③ インフレーター作成方法については、十分な検討を行うこととする。
- ④ 平成23年表を推計するに当たっての基礎資料として、初めて経済センサス-活動調査を利用することを踏まえ、公表に当たっては、時系列上の留意点を必要に応じて明記する。
- ⑤ 作成する統計表は、基本的に、平成7年(1995年)－12年(2000年)－17年(2005年)接続産業関連表と同様とするが、詳細は、今後検討する。なお、付帯表として、接続雇用表及び接続雇用マトリックスを作成する。
- ⑥ 推計結果の公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。

表1-2-1 平成23年表において作成する統計及びその公表形態一覧 (注1-2-6~1-2-8)

統計表の名称			速報			確報						
			統合中分類 (108部門)	統合大分類 (37部門)	ひな型 (13部門)	基本分類	統合小分類 (190部門)	統合中分類 (108部門)	統合大分類 (37部門)	ひな型 (13部門)		
<b>(1)「自家輸送」部門の表章あり</b>												
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)				①	②					
		産出表(生産者価格、購入者価格)				①	②					
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)	○	○	○			②	③	③		
		購入者価格評価表(投入・産出行列形式)						②	③	③		
②	投入係数表(生産者価格評価)		○	○	○		②	②	③	③		
③	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$	○	○	○		②	②	③	③		
		$(I-A^d)^{-1}$					②	②	◆			
		$(I-A)^{-1}$					②	②	◆			
④	最終需要項目別生産誘発額、生産誘発係数、生産誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③		
⑤	最終需要項目別粗付加価値誘発額、粗付加価値誘発係数、粗付加価値誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③		
⑥	最終需要項目別輸入誘発額、輸入誘発係数、輸入誘発依存度		○	○	○		②	②	③	③		
⑦	輸入係数、輸入品投入係数、総合輸入係数及び総合粗付加価値係数						②	②	③			
⑧	商業マージン表		/					◆				
⑨	国内貨物運賃表					①(注1-2-9)	②(注1-2-9)	◆				
⑩	輸入表							◆				
付 帯 表	⑪	物量表							②			
	⑫	屑・副産物発生及び投入表							②			
	⑬	雇用表(生産活動部門別従業者内訳表)							②	②	②	
	⑭	雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表)									②	
	⑮	固定資本マトリックス							②(注1-2-10)			
	⑯	産業別商品産出構成表(V表)									②	
	⑰	自家輸送マトリックス							②(注1-2-11)			
<b>(2)「自家輸送」部門の表章なし</b>												
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)	/			◆	◆					
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)						◆	◆			
②	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$							◆	◆	◆	
		$(I-A^d)^{-1}$							◆	◆	◆	
		$(I-A)^{-1}$							◆	◆	◆	

(注1-2-6) ○及び①②③は、インターネット及び印刷物の双方で公表予定であることを意味する。確報欄の①は計数編(1)、②は計数編(2)、③は総合解説編で掲載予定であることを意味する。

(注1-2-7) ◆はインターネットのみで公表予定であることを意味する。

(注1-2-8) 本表に掲載する統計表以外に、平成23年表を作成する際に用いる国内生産額をまとめたものとして「部門別品目別国内生産額表」についても作成する。

(注1-2-9) 取引基本表において、部門ごとの内訳として表示している(商業マージン及び国内貨物運賃については、印刷物では産出表においてのみ表示)。

(注1-2-10) 資本財分類は、国内総固定資本形成に産出する行部門(基本分類)をもって構成し、資本形成部門分類は、統合中分類を基本に、特掲(細分)又は統合した部門のほか、住宅や道路などのように特定の生産部門の資本形成として格付けることが困難な一般的共通的な資産を「その他」として設ける。

(注1-2-11) 行部門は基本分類、列部門は統合小分類で作成する。



### 第3章 平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成17年表との相違点

我が国の産業連関表は、関係者の努力により、回を重ねるごとにその改善が図られているが、社会経済状況の変化により、作成の都度、新たな検討課題の発生も見られる。とりわけ、今回作成する平成23年表については、以下の①から⑥までに示すような特別な事情や大きな環境変化の中にある。

そこで、本章では、平成23年表を作成する上での基本的な指針として策定された平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針（平成22年12月27日産業連関部局長会議決定。以下「基本方針」という。第1部第1章を参照。）において掲げられた課題の検討状況及び前回表（平成17年表）との相違点について記載する。

- ① 今回作成する平成23年表は、平成21年4月に全面施行された新たな統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計」として指定された後、初めて作成するものであり、今後、この法改正により新たに設けられた手続に対応する必要がある。
- ② 同法に基づいて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）において、例えば、固定資本減耗の推計を簿価評価から時価評価に変更することや、生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上などが検討課題として掲げられている。
- ③ 国際連合において、“System of National Accounts 2008”（以下「08SNA」という。）が採択され、例えば、FISIM（financial intermediation services indirectly measured／間接的に計測される金融仲介サービス）の導入などが求められている。
- ④ 全産業の経理情報に関する全数調査として「経済センサス-活動調査」が初めて実施された（平成23年のデータを把握する調査として平成24年2月に実施）ことを受けて、同調査で得られたデータを、産業連関表作成上の重要かつ不可欠な基礎資料として利用するようになる。
- ⑤ 経済センサス-活動調査の実施時期が、当初の計画から繰り下げられたことに伴って、調査の把握対象期間が平成22年から平成23年に変更され、これを受けて、今回の産業連関表については、西暦の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成してきた原則の例外として、平成23年（2011年）表<sup>（注1-3-1）</sup>を作成することになるとともに、作成スケジュールが、従前に比べ、非常に厳しくなっている。
- ⑥ 日本標準産業分類が平成19年に改定されたことにより、平成23年表の部門分類の設定に当たり、それに整合する形で見直しが必要となった。

（注1-3-1）産業連関表の作成対象年次を平成23年にしたことにより、結果として、東日本大震災が発生した年の経済構造の状況を統計化するものにもなっている。

#### 1 産業連関表の基幹統計化

##### (1) 基幹統計としての指定

産業連関表は、国民経済計算の体系（以下「SNA」という。）の根幹をなす統計であり、国民経済計算（内閣府が作成する基幹統計）を始めとする各種経済指標の基準改定にとって不可欠な資料となっているほか、波及効果を含む各種経済分析のために必須のデータであるなど、政府の加工統計の中でも最も重要性の高いものの一つであるが、旧統計法（昭和22年法律第18号）下においては、「指定統計」（当時）の指定を受けていなかった。

これは、旧統計法が、専ら調査統計（統計調査により集められた情報を集計して作成する統計）を念頭においた法律であったことによる。

しかし、統計法の改正により、統計の作成方法の如何を問わず、特に重要な政府統計を「基幹統計」として指定することとされ、公的統計基本計画では、産業連関表についても「新たに基幹統計として整備する統計」の一つとして掲げられた（後記2⑦を参照）。

これらを踏まえ、総務大臣は、統計委員会への諮問・答申を経た上で、平成22年7月26日に「産業連関表」を基幹統計として指定し、同年9月24日にその旨を公示した（総務省告示第345号）。なお、基幹統計として指定された「産業連関表」とは、具体的には、取引基本表を指し、取引基本表から算術的に作成される各種係数表等については、基幹統計の範囲に含まれない。<sup>(注1-3-2)</sup>

(注1-3-2) 取引基本表の作成過程においては、「産業連関構造調査」（後記4(2)を参照）が、基礎資料の収集を目的として実施される。しかし、その調査結果は、取引基本表を作成する際の参考資料（案分比率など）として利用されるものであり、そのまま取引基本表の一部として公表されるものではない。このような調査結果の利用形態を踏まえ、産業連関構造調査は、「基幹統計調査」としては扱われておらず、その調査結果についても、基幹統計の範囲には含まれない。

## (2) 総務大臣に対する作成方法の通知

統計法の改正により、調査統計以外の統計（いわゆる加工統計及び業務統計）が基幹統計として指定された際の手続も設けられた。具体的には、統計法第26条に基づき、当該統計の作成方法について、「あらかじめ（注：具体的には、作成方法が決まり次第速やかに）、総務大臣に通知しなければならない」こととされている。

産業連関表についても、基幹統計化により、この手続が必要となるが、平成23年表の具体的な作成方法は、基本的に基本要綱の策定により定まる。したがって、総務大臣への通知は、この基本要綱の確定後速やかに行う予定である。

なお、統計法では、既に通知した作成方法を変更する場合にも総務大臣への通知を求めているが、産業連関表にあっては、作成の都度、部門分類の設定や推計資料・推計方法などについて実質的な見直しを行い、改善を図っている。したがって、次回表の作成以降においても、前回表の作成の際に通知した作成方法を変更するものとして、総務大臣への通知が必要となる。

## 2 公的統計基本計画に掲げられた事項

統計法の改正に伴い、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計基本計画を定めることが義務付けられており、現在、平成21年3月13日に閣議決定された計画の推進途上にある。

公的統計基本計画の内容は多岐にわたるが、産業連関表に関しても、以下のような検討課題が掲げられている。各事項の詳細及び検討結果については、別表1のとおりである。

- ① 一次統計との連携
- ② 固定資本減耗の推計方法の変更
- ③ 公的部門の分類格付けの見直し
- ④ 詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行の検討
- ⑤ 生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上
- ⑥ 基本価格表示による産業連関表作成の検討
- ⑦ 産業連関表の基幹統計化

### 3 公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項

産業連関表は、SNAの一つであり、従前から、作成の都度、国際連合から示されたSNAの概念についても検討し、可能な範囲で取り入れてきている。

近年の産業連関表の作成においては、専ら1993年（平成5年）に勧告された「93SNA」で示された概念の導入について検討されてきたが、その後、2008年（平成20年）から2009年（平成21年）にかけて新たな概念（08SNA）が採択された。そこで、平成23年表においては、双方で示された概念の取扱いについて検討の対象となっている。

前記2の②～④及び⑥に掲げた事項についても、SNA関連事項であるが、平成23年表においては、このほか、以下に掲げるSNA関連事項についても検討を行った。各事項の詳細及び検討結果については、別表2のとおりである。

- ① F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）の導入
- ② 自社開発ソフトウェアの固定資本形成への計上
- ③ 育成資産の推計方法の変更
- ④ 研究開発（R&D/research and development）の資本計上
- ⑤ 事業税及び政府手数料等の扱いの変更

### 4 推計基礎資料の収集・整備

#### (1) 経済センサス-活動調査によって得られた調査票情報の利用

産業連関表を作成するに当たり、従前、製造業部門については工業統計調査<sup>(注1-3-3)</sup>のデータを、また、サービス部門についてはサービス業基本調査<sup>(注1-3-4)</sup>のデータを重要な基礎資料の一つとして利用してきた。しかし、全産業を対象に、経理項目の把握を目的とする経済センサス-活動調査が、平成24年2月に実施（平成23年の状況を把握することを目的として実施）されたことを受け、平成23年表においては、工業統計調査及びサービス業基本調査に代えて、経済センサス-活動調査のデータを利用する。また、他の部門においても、同調査のデータを基礎資料の一つとして利用する予定である<sup>(注1-3-5)</sup>。具体的には、同調査で得られた調査票情報を、産業連関表で設ける部門分類に組み替える等して生産額等の推計に利用する。

なお、経済センサス-活動調査の調査票情報を用いた組替集計の具体的な集計内容については、平成24年度中に取りまとめることとしている。

(注1-3-3) 工業統計調査は、経済産業省が、製造業に属する事業所を対象に毎年実施する基幹統計調査。経済センサス-活動調査の実施年の前年については、両調査の把握期間が重なるため、工業統計調査は休止される（経済センサス-活動調査は、実施年の前年の状況を把握する調査であり、工業統計調査は、毎年12月31日現在で当該年の状況を把握する調査であるため。）。

(注1-3-4) サービス業基本調査は、総務省が、サービス業（一部を除く。）に属する事業所を対象に5年周期で実施していた調査であるが、経済センサス-活動調査の開始に伴って、中止された（最終実施年は平成16年）。サービス業基本調査は、調査対象年次が産業連関表の作成対象年次と異なっていたことから、その利用に当たっては、同調査のデータを、産業連関表の作成対象年次のデータに変換する（延長する）必要があったが、経済センサス-活動調査のデータ利用にあつては、その必要性がない。

(注1-3-5) 製造業部門及びサービス部門以外の部門については、従前から、他の基礎資料に基づき推計を行っている。このため、平成23年表の作成に当たり、経済センサス-活動調査のデータを新たに基礎資料の一つとして加える部門がある一方で、経済センサス-活動調査のデータを用いない部門もある。

#### (2) 産業連関構造調査の改善

既存の統計調査結果や行政記録情報等では得られないデータを把握するために各府省庁が実施する産業連関表関連の各種統計調査（平成17年表の作成時までは「産業連関表作成のための

特別調査」と総称していたが、今回から「産業連関構造調査」と総称している。)については、調査事項と企業会計との親和性の向上を図るなど、より記入しやすい調査票にするとともに、精度向上の観点から可能な範囲で標本数を増やすなど改善・充実を図るよう努めた上で実施することとしている（平成23年度から25年度にかけて順次実施）。

改善・充実の詳細は、別表1の「④ 詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行の検討」及び「⑤ 生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上」の「平成23年表での対応」欄の2を参照。

## 5 経済センサス-活動調査の実施時期の繰下げ（把握対象期間の平成22年から23年への繰下げ）に伴う産業連関表の作成対象年次及び作成スケジュールの変更等

### (1) 産業連関表の作成対象年次の変更

ア 我が国の産業連関表は、経済審議庁（後の経済企画庁、現在の内閣府）、通商産業省（現在の経済産業省）等が、それぞれ独自に、昭和26年を対象年次とする試算表を作成した後、昭和30年を対象年次とするもの以降は、関係府省庁の共同事業として作成されているが、この昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきた。したがって、今回作成する産業連関表については、当初、平成22年（2010年）を対象として作成することが予定されていた。

しかし、今回から産業連関表の作成上、重要かつ不可欠な基礎資料の一つとして利用することとなる経済センサス-活動調査の実施時期が、当初の予定から繰り下げられ、それに伴い、調査の把握対象期間も平成22年から23年に繰り下げられた。そのため、産業連関表についても、作成対象年次をやむなく変更せざるを得ず、今回は、前記原則の例外として、平成23年（2011年）を作成対象年次とすることとし、その旨を基本方針で決定した。

イ 今回作成する産業連関表の作成対象年次を平成22年から23年に繰り下げることについては、前記アのとおり、基本方針（平成22年12月27日産業連関部局長会議決定）において既に定められていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、平成23年を作成対象年次とすることについて、改めて検討を行った。

その結果、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成する原則に則り作成対象年次を平成22年に戻す場合、及び24年に更に繰り下げる場合それぞれについては、以下のような支障があると考えられた。

〔原則に則り、平成22年を戻す場合の支障〕

- ① 経済センサス-活動調査のデータが使えない上に、サービス部門に関する直近のデータが、平成16年サービス業基本調査のデータしか存在しない。
- ② 震災の影響を反映していない平成22年表がベンチマークとなることに伴い、その後の経済構造の変化を的確に加味しないと、平成23年以降の分析を行う上でミスリードする危険性があるなど、利活用が難しくなる。
- ③ 平成23年を作成対象年次とすることを念頭に組まれている作成スケジュールを再度見直す必要がある。

〔平成24年に更に繰り下げる場合の支障〕

- ① 平成23年の内容である経済センサス-活動調査のデータを延長して利用する必要がある。
- ② 前回の作成対象年次（平成17年）から7年の間隔があいてしまう。

これに対して、基本方針で決定したとおり、作成対象年次を平成23年のままとした場合、震災の影響を評価する面での難しさはあるが、以下のような観点から、産業連関表作成上の支障が最も小さいと考えられた。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 平成23年を対象に実施される経済センサス-活動調査のデータが活用できる。</li><li>② 震災後の新たな生産構造は、ある程度の期間一定と考えられ、これを反映した分析が可能である。</li><li>③ 産業連関表の作成周期について、可能な限り5年に近い周期が維持できる。</li></ul> |
|--|

以上から、今回作成する産業連関表については、基本方針で定めた方針どおり、平成23年を対象年次として作成することとした。

## (2) 作成スケジュールの変更の可能性及び公表の早期化への努力

ア 産業連関表の作成に当たっては、経済センサス-活動調査で得られた調査票情報の提供を受け、産業連関表の部門（商品）別に組替集計を行う必要がある。

しかし、前記(1)記載のとおり、経済センサス-活動調査の実施時期が繰り下げられた（平成24年2月に実施）結果、同調査に係る調査票情報の提供を受けられる時期は、早くとも平成25年秋が予定されており、当該組替集計の完了についても、平成26年3月以降になると想定されている。

ただし、このスケジュールは、経済センサス-活動調査の調査票情報の提供及び組替集計が順調に進んだことを仮定したものであり、経済センサス-活動調査が初めて実施された調査であることも踏まえると、スケジュールの更なる修正（繰り下げ）もあり得る状況である。

イ しかし、産業連関表は、前記1(1)記載の重要性により、従前から、公表の早期化が求められており、基本方針4(1)エにおいても、「基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成作業の合理化・効率化を進め、一層の公表の早期化を図る」ことが、作成上の留意点として掲げられている。そこで、国内生産額の推計から計数調整に至るまでの作業全般について、課題を整理し、その改善について検討している。

その上で、平成23年表の公表については、経済センサス-活動調査のデータ利用に関するスケジュール上の制約を踏まえつつも、速報は平成26年末に、確報は27年6月に公表することを目途にしつつ（第1部第1章の別紙を参照）、更なる公表の早期化ができるよう努めていくこととする。

## 6 部門分類

### (1) 部門分類の見直し

平成23年表における部門分類については、日本標準産業分類の第12回改定（平成19年11月改定）に対応するとともに、投入構造及び産出構造の類似性や、国内生産額の増減等を勘案し、見直しを行った。部門分類の設定等に関する主な変更の概要については、別表3のとおりである。

また、基本分類及び統合分類に関する平成17年表と平成23年表との相違については、別表4のとおりである。

### (2) 部門分類数

前記(1)記載の部門分類の変更により、平成23年表の部門分類数（内生部門）は、基本分類について、行部門が518、列部門が397となっているほか、統合分類については、小分類が190、中分類が108、そして、大分類が37となっている。

これら分類数の時系列推移については、表1-3-1のとおりである。

また、平成17年表と平成23年表における基本分類及び統合分類の数を産業別（産業連関表の13部門）に比較すると、表1-3-2のとおりであり、基本分類で変動があったのは、農林水産業（列が2部門減）、鉱業（列が1部門減）、製造業（行が1部門減、列が6部門減）、運輸・郵便（行列とも1部門増）及び情報通信（行列とも2部門減）である。

表1-3-1 部門分類数<sup>(注1-3-6)</sup>の推移（平成12年、17年、23年）

	平成12年表	平成17年表	平成23年表
(1) 基本分類	517	520	518
行	405	407	397
列			
(2) 統合小分類	188	190	190
(3) 統合一中分類	104	108	108
(4) 統合大分類	32	34	37

表1-3-2 産業別部門分類数<sup>(注1-3-6)</sup>の推移（平成17年、23年）

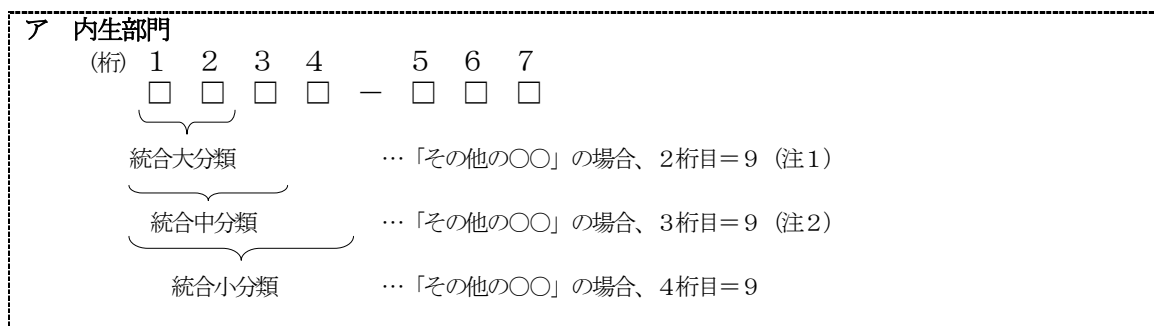
産業区分	平成17年表					平成23年表				
	基本分類 行	基本分類 列	統合 小分類	統合 中分類	統合 大分類	基本分類 行	基本分類 列	統合 小分類	統合 中分類	統合 大分類
1 農林水産業	46	31	13	5	1	46	29	13	5	1
2 鉱業	10	6	5	3	1	10	5	4	3	1
3 製造業	326	243	111	57	17	325	237	112	55	19
4 建設	12	12	5	4	1	12	12	5	4	1
5 電力・ガス・水道	9	11	5	4	2	9	11	5	4	3
6 商業	2	2	2	1	1	2	2	2	1	1
7 金融・保険	6	3	2	1	1	6	3	2	1	1
8 不動産	4	4	3	3	1	4	4	3	3	1
9 運輸	25	21	14	8	1	26	22	15	9	1
10 情報通信	15	14	7	5	1	13	12	6	5	1
11 公務	2	2	2	1	1	2	2	2	1	1
12 サービス	62	57	20	15	5	62	57	20	16	5
13 分類不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	520	407	190	108	34	518	397	190	108	37

(注1-3-6) 表1-3-1及び表1-3-2とも、内生部門の部門数を計上している。

### (3) 分類コードの再編

平成17年表までの分類コードについては、基本分類と統合小分類とは相互に整合性が図られていたが、統合一中分類及び統合大分類については、機械的に連番が付され、基本分類及び統合小分類との関連は考慮されていなかった。

そこで、平成23年表においては、前記(1)記載の部門分類の見直しのみならず、分類コードについても、以下の考え方により、全面的に見直し、基本分類から統合大分類まで、コード番号の対応関係が整合するようにした。



- ・修理部門の場合、5～6桁目＝10
- ・列部門「その他の〇〇」部門の場合、5～6桁目＝09
- ・行部門「その他の〇〇」部門の場合、7桁目＝9
- ・複数の列部門と対応する行部門の場合、5～6桁目＝00  
それに対応する列部門は、5～6桁目＝01～

(注1) 統合大分類「その他の非営利団体サービス」は例外

(注2) 統合中分類「郵便・信書便」は例外

・統合大分類「その他の製造工業製品」は、3分野に分かれているため、大分類と中分類のコードの関連はない。

#### イ 最終需要部門、粗付加価値部門

(桁) 1 2 3 4 5 6 7  
□ □ □ □ - □ □ □

統合大分類

統合中分類

統合小分類

- ・統合大分類「〇〇計」を構成する基本分類が複数の場合、  
内生部門のコード構成と同じとする。
- ・統合大分類「〇〇計」を構成する基本分類が1つの場合、  
3～4桁目＝00
- ・統合小分類を構成する基本分類が複数の場合、  
列部門 5～6桁目＝01～、行部門 7桁目＝1～
- ・統合小分類を構成する基本分類が1つの場合、  
列部門 5～6桁目＝00、行部門 5～7桁目＝000

## 7 産業連関表作成業務支援プログラムの全面的な見直し

ア 産業連関表は、約3,600品目の財・サービス相互の連関構造を統計表にまとめるものであることから、その作成に当たっては、膨大なデータ処理を必要とする。そのため、従前から、作成作業の段階に応じて、

- ① 貿易統計のデータを産業連関表の部門分類に合わせて行う組替集計や、各府省庁の推計に横断的に活用されるサービス産業・非営利団体等投入調査等の集計
- ② 部門ごとの国内生産額の集計
- ③ 投入データ（列方向からの推計値）及び産出データ（行方向からの推計値）の整合を図るための計数調整に使用するデータの作成
- ④ 取引基本表や各種係数表等の結果表の作成
- ⑤ 前回及び前々回の産業連関表の計数を、最新の産業連関表における部門分類に合わせて組み替えること等により、3回分の産業連関表を時系列比較できるようにした接続産業連関表の作成

などを行う「産業連関表作成業務支援プログラム」（以下「支援プログラム」という。）を利用してきた。

イ 平成17年表まで運用されてきた支援プログラムは、約30年前に設計されたものであり、その当時、現在のような高性能のパソコンが無かったことともあいまって、大型汎用コンピュータの利用を前提とするものであった。そのため、対応可能なCPUや機材が限定され、これらが提供可能な事業者以外の者には、プログラムの改修及び実行が困難であった。そこで、平成23年表では、近年のパソコンの性能向上を踏まえ、各種演算を総務省（政策統括官室）の執務室内のパソコンで随時行うことができる環境を整備することとし、支援プログラムの全面的な見直しを行い、迅速な調整作業の実現を図ることとした。

ウ 具体的には、平成22年度において支援プログラム全体の要件定義及び基本設計を行い、23年

度及び24年度においては、「貿易統計」の組替集計プログラムや、産業連関構造調査のうち、「サービス産業・非営利団体等投入調査」及び「企業の管理活動等に関する実態調査」の集計プログラムについて開発し、集計を実施する。そして、平成25年度以降については、産業連関表作成の本体作業を行うため、前記アの②以降のプログラムの開発を、順次行うこととしている。

なお、経済センサス-活動調査の組替集計については、同調査の本体集計を行い、同調査の情報の取扱いに関するノウハウを有している独立行政法人統計センターが行うこととなっている。

## 8 作業分担

平成23年表における各府省庁の分担については、第1部第1章で掲げた基本方針で示された〈各府省庁の主たる作成業務の分担〉のとおりであるが、前記6記載の部門分類の見直しの結果、府省庁別の担当部門数は、表1-3-3のとおりである。

なお、〈各府省庁の主たる作成業務の分担〉に掲げられた事項以外で、各府省庁に共通する以下の事項については、総務省（政策統括官室）が対応する。

- ① 平成23年産業連関構造調査のうち、「サービス産業・非営利団体等投入調査」、「企業の管理活動等に関する実態調査」（平成17年表までは「本社等の活動実態調査」として実施）及び「商品・サービスの販売先に関する実態調査」（新規の試行調査）の実施・集計
- ② 「貿易統計」及び「経済センサス-活動調査」の組替集計

表1-3-3 基本分類の府省庁別担当部門数の推移（平成17年、23年）

	担当府省庁	平成17年表		平成23年表	
		行	列	行	列
内 生 部 門	総務省 <sup>(注1-3-7)</sup>	11	11	11	11
	内閣府	14	14	14	14
	金融庁	6	3	6	3
	財務省	8	7	8	7
	文部科学省	15	15	15	15
	厚生労働省	28	28	26	26
	農林水産省	93	68	93	65
	経済産業省	295	215	295	210
	国土交通省	48	44	48	44
	環境省	2	2	2	2
		小計	520	407	518
外 生 部 門	総務省		9		9
	内閣府	8	17	8	17
	厚生労働省	3		3	
	小計	11	26	11	26
	合計	531	433	529	423

(注1-3-7) 「分類不明」は、総務省に含めて計上している。



【別表1】

公的統計基本計画に掲げられた事項に関する検討結果

事 項	公的統計基本計画の記述	平成23年表での対応
① 一次統計との連携	<p>○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。</p>	<p>○ 経済センサス-活動調査実施部局に対し、平成21年11月24日付けで同調査に関する意見・要望書を提出し（当該意見・要望書の提出については、産業連関表の基幹統計化に関する審議を行った統計委員会第8回国民経済計算部会（平成22年6月11日開催）においても報告）、その後、平成22年7月29日開催の産業連関幹事会において、回答を聴取するとともに、中期的な事項については、検討の継続を要請した。</p> <p>[対応された事項の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備投資について、有形固定資産と無形固定資産に欄を分割する。</li> <li>・ 工業統計調査と個票レベルでマッチングできる仕組みを作る。</li> </ul> <p>[中期的な要望事項の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主産業については、商品別の売上まで把握できるが、従産業については、産業大分類ベースの金額しか得られない。したがって、従産業についても詳細に把握できるようお願いしたい。</li> <li>・ 費用の内訳区分の追加をお願いしたい。</li> </ul> <p>○ なお、次回産業連関表の作成に向け、同調査の次回実施に際しても、意見・要望を提出する予定（平成25年度末に提出予定）。</p>
② 固定資本減耗の推計方法の変更	<p>○ 固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表（基本表）においても、その推計値に基づき導入を行う。</p>	<p>○ 無形固定資産及び有形固定資産のうち社会資本以外の部分において簿価評価が残っていた国民経済計算が、平成17年基準改定により時価評価に統一されたことを受け、産業連関表においても時価評価を導入する。</p>
③ 公的部門の分類格付けの見直し	<p>○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。</p>	<p>○ 個々の事業・法人等の活動実態を踏まえつつ、93SNAで示された判断基準に即して格付けを見直した。</p> <p>詳細については、別表5を参照。</p>
④ 詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行の検討	<p>○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）について、詳細な供給・使用表とX表（商品×商品表）からなる体系（SUT（Supply-Use Tables）／IOT（Input-Output Tables））に移行することについて検討する。</p>	<p>○ ④の課題については、産業連関表の精度面での懸念に関連して生じたものと考えられ、産業連関表の精度がより一層向上すれば、当該体系で示されている供給・使用表も作成可能となり、この移行問題についても解決すると考えられた。そこで、⑤の課題と合わせて、現行の産業連関表の精度の検証及び精度が不十分な場合の改善方策について、次のような内容で検討した。</p> <p>1 内生部門の分類の設定方法の改善 産業連関幹事会及びその下に設けた部門分類等検討ワーキンググループにおいて、以下の事項を実</p>

事 項	公的統計基本計画の記述	平成 23 年表での対応
⑤ 生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上	○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米 国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品（生産物）分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表（基本表）及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	<p>施した。</p> <p>i) 生産額等が相当の規模を有する部門における生産物の種類、投入構造の類似性等の確認 ii) 当該確認結果に基づく独立した部門の設定の検討及びそれに必要な推計方法の検討</p> <p>2 産業連関表の基礎データの把握精度の向上</p> <p>i) 経済センサス-活動調査に関する意見・要望の提出については、「① 一次統計との連携」を参照。 ii) 平成 21 年度から 22 年度にかけて産業連関技術会議の下に設けた投入調査ワーキンググループの検討結果に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「サービス産業・非営利団体等投入調査」（総務省がサービス部門を対象に幅広く実施するもの）</li> <li>・「企業の管理活動等に関する実態調査」（総務省が全産業の本社経費の内訳を把握するために実施するもの。平成 17 年表までは、「本社等の活動実態調査」として実施）</li> </ul> <p>について、調査事項と企業会計との親和性の向上を図るとともに、調査票への記入が容易かつ円滑に行えるようにするため、調査票の設計を抜本的に見直した。また、これら調査の民間委託に際して、質の高い調査が行われるようにするため、総合評価落札方式を導入した。</p> <p>他府省が実施する産業連関構造調査についても、これら見直しを参考に、それぞれ検討を行った。</p> <p>iii) サービス部門を中心に、産出構造に関するデータの未整備分野が多いことを踏まえ、「商品・サービスの販売先に関する実態調査」の新設について検討し、試行的に実施した。</p>
⑥ 基本価格表示による産業連関表作成の検討	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成に向けて検討する。	○ 基本価格表示による産業連関表を作成するために必要となる間接税や補助金に関する詳細なデータを得ることができない状況であり、公表に耐え得る精度の表の作成が極めて困難であること、また、平成 23 年表の作成において、重要かつ不可欠な資料として初めて利用する経済センサス-活動調査のデータの利用可能時期との関係で、公表までの作業スケジュールが非常に厳しいこと（前記 5 (2) を参照）から、平成 23 年表での対応は見送る。
⑦ 産業連関表の基幹統計化	総務省始め 10 府省庁の共同作業として作成されている産業連関表（基本表）は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	前記 1 (1) を参照。

【別表2】

公的統計基本計画に掲げられた事項以外のSNA関連事項に関する検討結果

事 項	平成17年表での扱い	課 題	平成23年表での対応
① F I S I M (間接的に計測される金融仲介サービス) の導入	金融サービスに伴って発生する金額 (受取利子-支払利子) の産出先 (つまりサービスの享受者) について、68SNAに基づき、「帰属計算」方式を採用しており、すべて産業部門 (内生部門) に産出している。	この方式では、預金者の存在が全く考慮されていないのみならず、産業部門 (産業連関表の内生部門) だけではなく、家計や政府も資金の借り手になっている経済の実態に沿っていない。 さらに、本来、家計や政府にも産出されるはずの金額も含めて内生部門で処理しているため、産業連関表上のバランス確保の結果として、平成17年表では、〔列〕分類不明と〔行〕営業余剰の交点にマイナス1兆円を超える金額が計上されている。	<u>93SNAに沿って、F I S I Mを導入する。</u> これにより、金額を預金者と借り手に配分するとともに、内生部門だけでなく、外生部門 (家計、政府) にも配分することができる。 なお、産業連関表の部門設定上は、部門が「金融 (帰属利子)」から「金融 (F I S I M)」に変更される。
② 自社開発ソフトウェアの固定資本形成への計上	自社内で開発されるソフトウェアに係る開発経費については、各列部門の投入構造の中に含めて計上している。	93SNAでは、自社内で開発されるソフトウェア (1年を超えて生産に使用することが予定されているもの) について、その開発費用を固定資本形成に計上することが提唱されている。	生産額を推計するためのデータがなく、仮に、各部門におけるソフトウェア開発従事者数に何らかの一人当たり経費を乗じて間接的に推計するとしても、当該人数及び経費の把握が困難である。 <u>したがって、平成23年表では対応しない。</u> ただし、次回の産業連関表作成に向けて、必要とされるデータのより一層の明確化と、その把握方法、また、それらデータが得られない場合の代替データの可能性及びその精度について、引き続き検討していく。
③ 育成資産の推計方法の変更	森林を構成する木々の成長分については、半製品・仕掛品在庫として扱っている。 具体的には、一次統計である「森林資源の現況」「国有林野事業統計書」を用いて、森林蓄積量の増減を推計している。	内閣府が作成する国民経済計算では、平成17年基準から実現在庫法 (R I M/Realized Inventory Method: 一定の仮定を設けて出荷量及び在庫量を産出し、その差し引きで成長分を推計する方法) を採用しており、I Oの推計方法との間で推計方法の相違が発生している。	R I Mによれば、産業連関表が作成されない中間年において、在庫が常にプラスになるという支障が回避されることから、国民経済計算 (年報) にとってはメリットがあるといえる。 しかし、R I Mでは、在庫に関する一次統計が利用されていないほか、森林の育成成長分は、伐採、出荷、災害、自然成長、植林など様々な要因の結果として発生するものであることから、R I Mで用いる単純化した仮定では、実態を正確に反映しないおそれがある。 一方で、産業連関表の作成については、一次統計が存在する場合、できる限りそれを用いて推計することが望ましいと考えられる。 <u>したがって、従前どおり、一次統計を利用した推計方法を継続する。</u>
④ 研究開発 (R&D) の資本計上	各種研究開発部門の投入構造の中に含めて計上している。	研究開発は、知識のストックを増すための創造的な活動であり、このような活動の成果は、経済成長の重要な源泉であるにも関わらず、これまで	内閣府が作成する国民経済計算においても、まだ検討途上の課題であること、また、仮に産業連関表に導入しようとする場合には、教育部門、各種研究機関、企業内研究開発など広範な部門について、大きな概念変更が必要とされること

事 項	平成17年表での扱い	課 題	平成23年表での対応
		<p>資本形成とはされていない。</p> <p>08SNAでは、このような観点から、R&amp;Dの活動について資本形成として計上することが勧告されている。</p>	<p>から、<u>平成23年表での対応は見送り、次回表での検討課題として整理した。</u></p>
<p>⑤ 事業税及び政府手数料等の扱いの変更</p>	<p>事業税及び政府手数料等については、間接税に含めて計上している。</p>	<p>93SNAにおいては、事業税の扱いについての直接の記述はないものの、何に対して課税するかをより重視している。例えば、「所得に課される税」については、資産・土地または不動産の保有に課される税であっても、それが所得推計のための基礎として用いられる場合には、「資本に課される税」ではなく、「所得に課される税」になるとされている。</p> <p>また、93SNAにおいては、政府手数料等は「財貨・サービスの購入」に分類が変更されたため、内閣府が作成する国民経済計算においても政府手数料等を「財貨・サービスの購入」に分類している。</p>	<p>事業税の課税標準については、一部に事業収入や資本金、付加価値を採用しているものの、ほとんどが所得であること、また、OECDデータベース中のOECD Revenue Statistics においても、この種の税について、「1110; 1210 所得及び利潤に課される税」とされていることから、間接税の定義・範囲から除外する。この結果、事業税相当額は、平成23年表では、営業余剰に計上される。</p> <p>また、政府手数料等については、従前どおり間接税として計上することとし、今後の課題として引き続き検討する。</p>

〔別表3〕

平成23年(2011年)産業連関表における部門分類の設定等に関する主な変更の概要

1 変更事項

	関係部門		区分	変更の概要
	部門名	コード等		
1	海面漁業	0171-01	基本分類の統合・名称変更	国内生産額の推計基礎資料である漁業・養殖業生産統計年報の集計区分が見直されたことにより、漁業種類別（沿岸、沖合、遠洋）の生産額の把握ができなくなったため、平成23年表においては、「沿岸漁業」、「沖合漁業」及び「遠洋漁業」を統合し、名称を「海面漁業」とする。
2	その他の鉱物	0639-09	基本分類の統合・名称変更	平成17年表の「その他の非鉄金属鉱物」について、国内生産額が1,000億円を下回っていること、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「窯業原料鉱物」及び「その他の非鉄金属鉱物」を統合し、名称を「その他の鉱物」とする。ただし、行部門は、従前どおり、「石灰石」、「窯業原料鉱物（石灰石を除く。）」及び「他に分類されない鉱物」とする。
3	動植物油脂	1117-04	基本分類の統合・名称変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の細分類「0981植物油脂製造業」と「0982動物油脂製造業」が統合され、「0981動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）」となったこと、また、「動物油脂」の国内生産額が1,000億円を下回っていることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「植物油脂」及び「動物油脂」を統合し、名称を「動植物油脂」とする。ただし、行部門は、従前どおり、「植物油脂」、「動物油脂」、「加工油脂」及び「植物原油かす」とし、平成17年表の「動物油脂」に含めていた精製ラードについては、「加工油脂」に含める。
4	その他の繊維工業製品	1519-09	基本分類の統合	平成17年表の「綱・網」について、国内生産額が1,000億円を下回っていること、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「綱・網」及び「その他の繊維工業製品」を統合し、名称を「その他の繊維工業製品」とする。ただし、「綱・網」は資本形成に産出される割合が比較的高く、従前どおり、行部門は統合せず、「綱・網」及び「他に分類されない繊維工業製品」とする。また、「その他の繊維工業製品」に含まれていた「細幅織物」は、日本標準産業分類の変更により、「その他の織物」に統合する。
5	その他の繊維既製品	1529-09	基本分類の統合	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の細分類「1196繊維製衛生材料」と小分類「129その他の繊維製品製造業」が統合され、「119その他の繊維工業」となったこと、また、「繊維製衛生材料」の国内生産額が1,000億円を下回っていることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「繊維製衛生材料」及び「その他の繊維既製品」を統合し、名称を「その他の繊維製既製品」とする。ただし、行部門は、従前どおり、「繊維製衛生材料」及び「他に分類されない繊維既製品」（名称変更）とする。
6	家具・装備品	(統合小分類) 1621	再編	日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成23年表においては、「木製家具・装備品」及び「金属製家具・装備品」を、「木製家具」、「金属製家具」及び「その他の家具・装備品」に再編する。
7	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤	2081-01	基本分類の統合・名称変更	平成17年表の「油脂加工製品」及び「石けん・合成洗剤・界面活性剤」について、いずれも国内生産額が1,000億円を下回っており、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「油脂加工製品」及び「石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合し、名称を「油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」とする。ただし、行部門は、従前どおり、統合せず「油脂加工製品」、「石けん・合成洗剤」及び「界面活性剤」とする。

	関係部門		区分	変更の概要
	部門名	コード等		
8	ゴム製・プラスチック製履物	2229-01	基本分類の統合・名称変更	平成17年表の「ゴム製履物」及び「プラスチック製履物」について、いずれも国内生産額が1,000億円を下回っており、投入・産出構造も類似していることから、平成23年表においては、「ゴム製履物」及び「プラスチック製履物」を統合し、名称を「ゴム製・プラスチック製履物」とする。
9	その他のはん用機械	2919-09	再編	日本標準産業分類の第12回改定により、小分類「259その他のはん用機械・同部分品製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表の列部門は、「その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた「包装・荷造機械」以外の部分及び「その他の一般機械器具及び部品」を統合し、名称を「その他のはん用機械」とする。 ただし、行部門は、「動力伝導装置」の国内生産額が約1兆円の規模があることから特掲し、「動力伝導装置」及び「他に分類されないはん用機械」とする。
10	生活関連産業用機械	3014-01	再編	日本標準産業分類の第12回改定により、小分類「264生活関連産業用機械製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表の列部門は、「食品機械・同装置」、「製材・木材加工・合板機械」、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙加工機械」及び「その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた「包装・荷造機械」を統合し、名称を「生活関連産業用機械」とする。 ただし、行部門は、従前どおり、「食品機械・同装置」、「木材加工機械」（名称変更）、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙加工機械」とし、「包装・荷造機械」を新設する。
11	鑄造装置・プラスチック加工機械	3015-02	分割特掲	日本標準産業分類の第12回改定により、小分類「265基礎素材産業用機械製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表の列部門は、「その他の特殊産業用機械」に含まれていた「鑄造装置」及び「プラスチック加工機械」を統合し、名称を「鑄造装置・プラスチック加工機械」とする。 ただし、行部門は、従前どおり、「鑄造装置」及び「プラスチック加工機械」とする。
12	その他の生産用機械	3019-09	再編	日本標準産業分類の第12回改定により、小分類269「その他の生産用機械・同部分品製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表においては、「その他の特殊産業用機械」に含まれていた行部門「その他の特殊産業用機械（除別掲）」を分割し、行部門、列部門共に「その他の生産用機械」を新設した。
13	計測機器	3113-01	基本分類の統合・名称変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の小分類「311計量器・測定器・分析機器・試験器製造業」、「312測量器械器具製造業」及び「314理化学機械器具製造業」が統合され、「273計量器・測定器・分析機器・試験器・測量器械器具・理化学機械器具製造業」が新設されたこと、また、「理化学機械器具」の国内生産額も比較的小さく、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表においては、「理化学機械器具」及び「分析器・試験器・計量器・測定器」を統合し、名称を「計測機器」とする。
14	光学機械・レンズ	3115-01	基本分類の統合・名称変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の細分類「3152写真機・同附属品製造業」と「3153映画用機械・同附属品製造業」が統合され、「2752写真機・映画用機械・同附属品製造業」が新設されたこと、また、「カメラ」については、国内生産額も比較的小さく、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表においては、「カメラ」と、「その他の光学機械」に含まれていた「眼鏡製造業（枠を含む）」以外とを統合し、名称を「光学機械・レンズ」とする。
15	電子回路	3299-02	分割特掲	平成17年表の「その他の電子部品」に含まれる「プリント回路」について、国内生産額が1兆円を上回っていることから、平成23年表においては、「その他の電子部品」から分割し特掲する。

	関係部門		区分	変更の概要
	部門名	コード等		
16	その他の電子部品	3299-09	内容変更	前記「15」のとおり、平成23年表においては、「その他の電子部品」から「電子回路」を分割し特掲する。 また、日本標準産業分類の第12回改定の範囲に合わせ、これまで「その他の電気機械器具」に含まれていた「シリコンウエハ（表面研磨したもの）」を「その他の電子部品」に移動する。
17	トラック・バス・その他の自動車	3521-01	基本分類の統合	平成17年表の「自動車車体」について、乗用車及びバスのボディのみを製造する事業者はないこと、トラックの運転台及び荷台は、完成車として扱う方がより実態に近いことを踏まえ、平成23年表においては、「自動車車体」のうち、トラックの運転台及び荷台を「トラック・バス・その他の自動車」へ統合、従来の「自動車車体」を削除し、「トラック・バス・その他の自動車」とする。
18	その他の製造工業品	3919-09	内容変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の中分類「31精密機械器具製造業」の中に含まれていた小分類「316眼鏡製造業（枠を含む）」が「329他に分類されない製造業」へ移設されたことを踏まえ、平成23年表においては、「その他の光学機械」に含まれていた「眼鏡製造業（枠を含む）」を本部門に統合する。
19	小売	5112-01	内容変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の細分類「5795料理品小売業」の一部が中分類「77持ち帰り・配達飲食サービス業」として新設されたことを踏まえ、平成23年表においては、「持ち帰り・配達飲食サービス」に該当する部分を「飲食サービス」に移動する。
20	金融	5311-01	内容変更・行部門名称変更	平成17年表の「金融」においては、68SNAに基づき、すべて産業部門（内生部門）に産出する「帰属計算」方式を採用していたが、平成23年表においては、93SNAに沿って、「帰属利子」方式を改め、「FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）」方式を導入する。これに伴い、行部門を「公的金融（FISIM）」及び「民間金融（FISIM）」とする。（詳細については別表2①を参照）
21	運輸・郵便	(統合大分類) 57	内容変更・名称変更	日本標準産業分類の第12回改定により、従来の「371信書送達業」が「491郵便業」と改められた上で、大分類「情報通信業」から「運輸業」に移され、大分類の名称も「運輸業、郵便業」と改められた。これを踏まえ、平成17年表の統合大分類「情報通信」に含まれていた「郵便・信書便」を、統合大分類「運輸」に移し、統合大分類の名称も「運輸・郵便」とする。
22	映像・音声・文字情報制作業	5951-01	再編	日本標準産業分類との整合性を踏まえ、「映像情報制作・配給業」、「ニュース供給・興信所」に含まれていた「ニュース供給業」、「その他の対事業所サービス」に含まれていた「音声情報制作業」及び「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」を統合し、名称を「映像・音声・文字情報制作業」とする。
23	医療	(統合小分類) 6411	再編	医療業部門は、平成2年表までは生産活動主体分類により、国公立（政府サービス生産者）、非営利（対家計民間非営利サービス生産者）、産業の3部門を設定していた。その後、平成7年表において93SNAを踏まえ医療部門をすべて産業扱いとしたが、部門分類は、時系列比較等を重視し、同様の部門構成としていた。しかし、平成23年表においては、アクティビティの類似性で部門設定を行うことを踏まえ、平成23年表においては、平成17年表の「医療（国公立）」、「医療（公益法人等）」及び「医療（医療法人等）」を、「医療（入院診療）」、「医療（入院外診療）」、「医療（歯科診療）」、「医療（調剤）」及び「医療（その他の医療サービス）」に再編する。

	関係部門		区分	変更の概要
	部門名	コード等		
24	社会保険事業★★	6431-01	基本分類の統合・名称変更	<p>平成17年表において、「社会保険事業」部門は、厚生年金、国民年金、国及び地方公共団体による活動を範囲とする「社会保険事業（国公立）★★」と、共済組合等、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする「社会保険事業（非営利）★」の2部門を設定していた。しかし、平成23年表では、公的部門の格付け基準の見直しにより、社会保険事業のほとんどは国民経済計算における「社会保障基金」に該当し、政府サービス生産者（★★）に整理されることとなった。このため、平成23年表では、「社会保険事業（国公立）★★」と「社会保険事業（非営利）★」を統合し、名称を「社会保険事業★★」とする。</p> <p>なお、日本標準産業分類の第12回改定の小分類「851社会保険事業団体」には、国民年金基金等、国民経済計算における「社会保障基金」に該当しない活動も含まれているが、本部門では、これらの活動も含めることとしている。</p>
25	警備業	6699-05	分割特掲	<p>平成17年表の「その他の対事業所サービス」に含まれる「警備業」について、国内生産額が1兆円を上回っていることから、平成23年表においては、「その他の対事業所サービス」から分割し特掲する。</p>
26	その他の対事業所サービス	6699-09	再編	<p>前記「25」のとおり、平成23年表においては、「その他の対事業所サービス」から「警備業」を分割し特掲する。</p> <p>また、日本標準産業分類との整合性を踏まえ、「ニュース供給・興信所」に含まれていた「ニュース供給業」を「映像・音声・文字情報制作業」に統合し、「興信所」については本部門に統合する。</p>
27	飲食サービス	6721-01	基本分類の統合・名称変更	<p>日本標準産業分類の第12回改定により、従来の中分類「70一般飲食店」と「71遊興飲食店」が統合されて「76飲食店」となり、中分類「77持ち帰り・配達飲食サービス業」が新設されたこと、また、国内生産額の推計基礎資料である経済センサス-活動調査では、基本的に「飲食サービス事業」として一括したデータしか得られないことを踏まえ、平成17年表の「一般飲食店（除喫茶店）」、「喫茶店」、「遊興飲食店」を統合した上で、「小売」に含まれていた「持ち帰り・配達飲食サービス」についても当部門の範囲とし、名称を「飲食サービス」とする。</p> <p>ただし、最終的に、複数の部門を設けるか否かについては、経済センサス-活動調査の結果を基に判断を行う。</p>
28	調整項	7711-00	輸出計の範囲外に変更	<p>「調整項」は、輸出品の国内における取引過程で課せられた消費税の還付分を計上するための部門であるが、従前、輸出に関する部門という観点から、「輸出計」に含めていた。しかし、あくまで国内取引に関する金額を計上する部門であるため、平成23年表においては、「輸出計」ではなく、「国内需要合計」に含まれる部門とする。</p>

（注）前記6(3)記載のとおり、今回、分類コードについて全面的に見直している。分類コードの変更の詳細については、別表4を参照。また、基本分類における名称変更及び統合分類における名称変更や分割等の詳細についても、別表4を参照



## 2 検討した結果、平成23年表には取り入れないこととしたもの

	事 項	検 討 の 要 旨
1	本社部門の取扱い	<p>本社部門とは、産業連関表の各部門から、本社における管理活動等に係る経費を分離し、独立した部門として設定するものである。本社部門は、主に以下の理由から、その必要性が高まっている。</p> <p>① 日本標準産業分類第12回改定において、主な中分類ごとに小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」が新設されたことを踏まえ、産業連関表における対応について検討が求められている。</p> <p>② 地域産業連関表においては、直接的な生産活動と本社における管理活動等の両方を含めた現行の表章形式では、両活動が別地域にある場合、生産活動の実態が適切に表章されないため、本社部門の設定により当該問題を改善することが期待されている。</p> <p>③ 近年における、管理部門の集約化、アウトソーシング化の進行とともに、国内に管理部門だけを残して、生産拠点を海外に移す事例の増加など、企業の管理活動等に関する環境は大きく変化しており、このような変化を適切に把握することが求められている。</p> <p>平成23年表における本社部門の取扱いについては、平成22年度に実施された「産業連関表の精度向上の方策に関する調査研究」における提言及び平成23年7月以降の産業連関幹事会での議論を踏まえ検討したが、その結果、十分な推計精度が確保できないことなどから、平成23年表において取引基本表に本社部門は設定することを見送る。</p> <p>なお、次回表以降の検討に資するため、確報公表後、参考表として「本社活動マトリックス」を作成し、国の産業連関表における本社部門の生産額等を試算する予定である。</p>
2	研究開発（R&D）の資本計上について	別表2を参照
3	自社開発ソフトウェアの固定資本形成への計上	別表2を参照
4	プラントエンジニアリング業の分割特掲	<p>プラントエンジニアリング業は、従前から「その他の対事業所サービス」に含まれているが、その産出が専ら固定資本形成になる点で、「その他の対事業所サービス」に含まれるプラントエンジニアリング以外の活動（専ら企業の間接投入として産出される。）とは、性格が大きく異なるものである。</p> <p>しかし、日本標準産業分類の第12回改定においても、機械、建設などの兼ね合いで分離が難しく、産業分類の新設がされなかったこと、また、生産額の把握が難しいことを踏まえ、「その他の対事業所サービス」からの特掲は見送る。</p>
5	次世代車の分割特掲	<p>次世代車（ハイブリッド車、電気自動車）は、従前から「自動車」に含まれているが、それを生産する企業それぞれに生産技術・構造に大きな違いがあること、ハイブリッドと電気自動車の定義設定に難しい面があること、現時点では参入社数が少なく部門として設定することに伴う統計の匿名性への疑義が生じる可能性が否定できないことから、平成23年表においては、「乗用車」からの特掲は見送る。</p>

	事 項	検 討 の 要 旨
6	「事業用電力」の定義、範囲の拡大等	<p><b>【再生可能エネルギーの扱い】</b>  「再生可能エネルギー」とは、「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」及び、「バイオマス」などを利用したものであり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）により、その利用が促進されている。」  このうち「太陽光」、「風力」、「水力」及び「地熱」による再生可能エネルギーは、従前は、「水力・その他の事業用発電」部門で捉えられているが、現時点の発電量は全体から見れば僅かであり、新たな部門を設定するほどではない。また「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」以外については、現状では捉えられるデータがない。  そのため、平成23年表では新たな部門の設定は見送る。</p> <p><b>【家庭での太陽光発電の扱い】</b>  家庭用太陽光発電装置の技術向上や自治体単位での導入取組の進展により、家庭での太陽光発電量は増加しているものと考えられる。  しかし、家庭での発電は、基本的に自宅の消費電力を賄う目的で行われるため、事業用電力の範疇には含まれないものであること、また、余剰電力を電力会社に売却しているケースについても、現状では捉えられる統計がない状況であることから、平成23年表において、定義・範囲に追加することは見送る。</p>

【別表4】

平成17年(2005年)産業連関表－平成23年(2011年)産業連関表部門分類対応表

(1) 基本分類

※平成23年表では、コード体系を見直したため、「0151-01、-011 育林」以降の大部分はコード変更あり。

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容	
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称		
0111 -01	0111 -011 0111 -012	米 米 稲わら		0111 -01	0111 -011 0111 -012	米 米 稲わら		
0111 -02	0111 -021 0111 -022 0111 -023 0111 -024	麦類 小麦(国産) 小麦(輸入) 大麦(国産) 大麦(輸入)		0111 -02	0111 -021 0111 -022 0111 -023 0111 -024	麦類 小麦(国産) 小麦(輸入) 大麦(国産) 大麦(輸入)		
0112 -01	0112 -011 0112 -012	いも類 かんしょ ばれいしょ		0112 -01	0112 -011 0112 -012	いも類 かんしょ ばれいしょ		
0112 -02	0112 -021 0112 -022 0112 -029	豆類 大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類		0112 -02	0112 -021 0112 -022 0112 -029	豆類 大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類		
0113 -01 0113 -02	0113 -001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)		0113 -01 0113 -02	0113 -001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)		
0114 -01	0114 -011 0114 -012 0114 -019	果実 かんきつ りんご その他の果実		0114 -01	0114 -011 0114 -012 0114 -019	果実 かんきつ りんご その他の果実		
0115 -01 0115 -02	0115 -011 0115 -021 0115 -029	砂糖原料作物 飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物		0115 -01 0115 -02	0115 -011 0115 -021 0115 -029	砂糖原料作物 飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物		
0115 -09	0115 -091 0115 -092 0115 -093	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 食用工芸作物(除別掲)		0115 -09	0115 -091 0115 -092 0115 -099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物		名称変更
0116 -01 0116 -02	0116 -011 0116 -021	飼料作物 種苗		0116 -01 0116 -02	0116 -011 0116 -021	飼料作物 種苗		
0116 -03 0116 -09	0116 -031 0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099	花き・花木類 その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) その他の非食用耕種作物(除別掲)		0116 -03 0116 -09	0116 -031 0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099	花き・花木類 その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物		名称変更
0121 -01	0121 -011 0121 -019	酪農 生乳 その他の酪農生産物		0121 -01	0121 -011 0121 -019	酪農 生乳 その他の酪農生産物		
0121 -02	0121 -021	鶏卵		0121 -02	0121 -021	肉用牛		
0121 -03	0121 -031	肉鶏		0121 -03	0121 -031	豚		
0121 -04	0121 -041	豚		0121 -04	0121 -041	鶏卵		
0121 -05	0121 -051	肉用牛		0121 -05	0121 -051	肉鶏		
0121 -09	0121 -091 0121 -099	その他の畜産 羊毛 その他の畜産		0121 -09	0121 -091 0121 -099	その他の畜産 羊毛 他に分類されない畜産		名称変更
0131 -01 0131 -02	0131 -011 0131 -021	獣医薬 農業サービス(除獣医薬)		0131 -01 0131 -02	0131 -011 0131 -021	獣医薬 農業サービス(獣医薬を除く。)		名称変更
0211 -01	0211 -011	育林		0151 -01	0151 -011	育林		
0212 -01	0212 -011 0212 -012	素材 素材(国産) 素材(輸入)		0152 -01	0152 -011 0152 -012	素材 素材(国産) 素材(輸入)		
0213 -01	0213 -011	特用林産物(含狩猟業)		0153 -01	0153 -011	特用林産物(狩猟業を含む。)		名称変更
0311 -01 0311 -02 0311 -03	0311 -001 0311 -002	海面漁業(国産) 沿岸漁業 沖合漁業 遠洋漁業 海面漁業(輸入)		0171 -01 0171 -02	0171 -011 0171 -012 0171 -021	海面漁業 海面漁業(国産) 海面漁業(輸入) 海面養殖業		統合(旧0311-01～-03)、名称変更
0311 -04	0311 -041	海面養殖業						
0312 -01 0312 -02	0312 -001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業		0172 -01 0172 -02	0172 -001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業		
0611 -01	0611 -011 0611 -012	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物		0611 -01	0611 -011 0611 -012	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物		
0621 -01	0621 -011 0621 -019	窯業原料鉱物 石灰石 その他の窯業原料鉱物	0621 -01	0621 -011 0621 -012 0621 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス			
0622 -01 0622 -02	0622 -011 0622 -021	砂利・採石 砕石	0631 -01 0631 -02	0631 -011 0631 -021	砂利・採石 砕石			
0629 -09	0629 -099	その他の非金属鉱物	0639 -09	0639 -091 0639 -092 0639 -099	その他の鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物	統合(旧0621-01、旧0629-09)、名称変更 名称変更 名称変更 名称変更		
0711 -01	0711 -011 0711 -012 0711 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス	0639 -09	0639 -091 0639 -092 0639 -099	その他の鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物			
1111 -01	1111 -011 1111 -012 1111 -013 1111 -014 1111 -015	と畜(含肉鶏処理) 牛肉(枝肉) 豚肉(枝肉) 鶏肉 その他の肉(枝肉) と畜副産物(含肉鶏処理副産物)	1111 -01	1111 -011 1111 -012 1111 -013 1111 -014 1111 -015	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 その他の食肉 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)	内容変更(一部旧1119-09から)、名称変更 名称変更 名称変更 名称変更 名称変更		
1112 -01	1112 -011	肉加工品	1112 -01	1112 -011	肉加工品			
1112 -02	1112 -021	畜産びん・かん詰	1112 -02	1112 -021	畜産びん・かん詰			
1112 -03	1112 -031 1112 -032	酪農品 飲用牛乳 乳製品	1112 -03	1112 -031 1112 -032	酪農品 飲用牛乳 乳製品			
1113 -01	1113 -011	冷凍魚介類	1113 -01	1113 -011	冷凍魚介類			
1113 -02	1113 -021	塩・干・くん製品	1113 -02	1113 -021	塩・干・くん製品			
1113 -03	1113 -031	水産びん・かん詰	1113 -03	1113 -031	水産びん・かん詰			
1113 -04	1113 -041	ねり製品	1113 -04	1113 -041	ねり製品			
1113 -09	1113 -099	その他の水産食品	1113 -09	1113 -099	その他の水産食品			
1114 -01	1114 -011 1114 -019	精穀 精米 その他の精穀	1114 -01	1114 -011 1114 -019	精穀 精米 その他の精穀			

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
1114-02	1114-021 1114-029	製粉 小麦粉 その他の製粉	統合(新1117-04)	1114-02	1114-021 1114-029	製粉 小麦粉 その他の製粉	名称変更
1115-01	1115-011	めん類		1115-01	1115-011	めん類	
1115-02	1115-021	パン類		1115-02	1115-021	パン類	
1115-03	1115-031	菓子類		1115-03	1115-031	菓子類	
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰		1116-01	1116-011	農産びん・かん詰	
1116-02	1116-021	農産保存食料品(除びん・かん詰)		1116-02	1116-021	農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)	
1117-01	1117-011 1117-019	砂糖 精製糖 その他の砂糖・副産物		1117-01	1117-011 1117-019	砂糖 精製糖 その他の砂糖・副産物	
1117-02	1117-021	でん粉		1117-02	1117-021	でん粉	
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖		1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	
1117-04	1117-041 1117-042 1117-043	植物油脂 植物油脂 加工油脂 植物原油かす		1117-04	1117-041 1117-042 1117-043 1117-044	動植物油脂 植物油脂 動物油脂 加工油脂 植物原油かす	
1117-05	1117-051	動物油脂		1117-05	1117-051	調味料	
1117-06	1117-061	調味料		1117-05	1117-051	調味料	
1119-01	1119-011	冷凍調理食品		1119-01	1119-011	冷凍調理食品	
1119-02	1119-021	レトルト食品		1119-02	1119-021	レトルト食品	
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当		1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当	
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★		1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★	
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★	1119-05	1119-051	学校給食(私立)★		
1119-09	1119-099	その他の食料品	1119-09	1119-099	その他の食料品		
1121-01	1121-011	清酒	1121-01	1121-011	清酒		
1121-02	1121-021	ビール	1121-02	1121-021	ビール類		
1121-03	1121-031	ウィスキー類	1121-03	1121-031	ウィスキー類		
1121-09	1121-099	その他の酒類	1121-09	1121-099	その他の酒類		
1129-01	1129-011	茶・コーヒー	1129-01	1129-011	茶・コーヒー		
1129-02	1129-021	清涼飲料	1129-02	1129-021	清涼飲料		
1129-03	1129-031	製氷	1129-03	1129-031	製氷		
1131-01	1131-011	飼料	1131-01	1131-011	飼料		
1131-02	1131-021	有機質肥料(除別掲)	1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)		
1141-01	1141-011	たばこ	1141-01	1141-011	たばこ		
1511-01	1511-011	紡績糸	1511-01	1511-011	紡績糸		
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(含合繊短繊維織物)	1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)		
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(含合繊長繊維織物)	1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)		
1512-03	1512-031	毛織物・麻織物・その他の織物	1512-09	1512-091	その他の織物		
1513-01	1513-011	ニット生地	1513-01	1513-011	ニット生地		
1514-01	1514-011	染色整理	1514-01	1514-011	染色整理		
1519-01	1519-011	網・網	1519-09		その他の繊維工業製品		
1519-02	1519-021	じゅうたん・床敷物	1519-09	1519-091	網・網		
1519-03	1519-031	繊維製衛生材料	1519-09	1519-099	他に分類されない繊維工業製品		
1519-09	1519-099	その他の繊維工業製品					
1521-01	1521-011	織物製衣服	1521-01	1521-011	織物製衣服		
1521-02	1521-021	ニット製衣服	1521-02	1521-021	ニット製衣服		
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品	1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品		
1529-01	1529-011	寝具	1529-01	1529-011	寝具		
1529-09	1529-099	その他の繊維既製品	1529-09	1529-021 1529-091 1529-099	じゅうたん・床敷物 その他の繊維既製品 繊維製衛生材料 他に分類されない繊維既製品		
1611-01	1611-011	製材	1611-01	1611-011	製材		
1611-02	1611-021	合板	1611-02	1611-021	合板・集成材		
1611-03	1611-031	木材チップ	1611-03	1611-031	木材チップ		
1619-09	1619-091 1619-099	その他の木製品 建設用木製品 その他の木製品(除別掲)	1619-09	1619-091 1619-099	その他の木製品 建設用木製品 他に分類されない木製品		
1711-01	1711-011	木製家具・装備品	1621-01	1621-011	木製家具		
1711-02	1711-021	木製建具	1621-02	1621-021	金属製家具		
1711-03	1711-031	金属製家具・装備品	1621-03	1621-031	木製建具		
			1621-09	1621-099	その他の家具・装備品		
1811-01	1811-011	パルプ	1631-01	1631-011	パルプ		
	1811-021P	古紙		1631-021P	古紙		
1812-01	1812-011	洋紙・和紙	1632-01	1632-011	洋紙・和紙		
1812-02	1812-021	板紙	1632-02	1632-021	板紙		
1813-01	1813-011	段ボール	1633-01	1633-011	段ボール		
1813-02	1813-021	塗工紙・建設用加工紙	1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙		
1821-01	1821-011	段ボール箱	1641-01	1641-011	段ボール箱		
1821-09	1821-099	その他の紙製容器	1641-09	1641-099	その他の紙製容器		
1829-01	1829-011	紙製衛生材料・用品	1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品		
1829-09	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品	1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品		
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本	1911-01	1911-011	印刷・製版・製本		
2011-01	2011-011	化学肥料	2011-01	2011-011	化学肥料		
2021-01	2021-011 2021-012 2021-013 2021-019	ソーダ工業製品 ソーダ灰 か性ソーダ 液体塩素 その他のソーダ工業製品	2021-01	2021-011 2021-012 2021-013 2021-019	ソーダ工業製品 ソーダ灰 か性ソーダ 液体塩素 その他のソーダ工業製品		
2029-01	2029-011 2029-012 2029-019	無機顔料 酸化チタン カーボンブラック その他の無機顔料	2029-01	2029-011 2029-012 2029-019	無機顔料 酸化チタン カーボンブラック その他の無機顔料		
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス	2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス		
2029-03	2029-031 2029-032	塩 原塩 塩	2029-03	2029-031 2029-032	塩 原塩 塩		
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品	2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品		
2031-01	2031-011 2031-012 2031-019	石油化学基礎製品 エチレン プロピレン その他の石油化学基礎製品	2031-01	2031-011 2031-012 2031-019	石油化学基礎製品 エチレン プロピレン その他の石油化学基礎製品		
2031-02	2031-021 2031-022 2031-023 2031-029	石油化学系芳香族製品 純ベンゼン 純トルエン キシレン その他の石油化学系芳香族製品	2031-02	2031-021 2031-022 2031-023 2031-029	石油化学系芳香族製品 純ベンゼン 純トルエン キシレン その他の石油化学系芳香族製品		
2032-01	2032-011 2032-012 2032-013 2032-014 2032-015	脂肪族中間物 合成アルコール類 酢酸 二塩化エチレン アクリロニトリル エチレングリコール	2041-01	2041-011 2041-012 2041-013 2041-014 2041-015	脂肪族中間物 合成アルコール類 酢酸 二塩化エチレン アクリロニトリル エチレングリコール		

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容	
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称		
	2032 -016	酢酸ビニルモノマー	統合(新2081-01)		2041 -016	酢酸ビニルモノマー	内容変更(一部旧2039-09から)、名称変更	
	2032 -019	その他の脂肪族中間物			2041 -019	その他の脂肪族中間物		
2032 -02		環式中間物			2041 -02	環式中間物		
	2032 -021	スチレンモノマー			2041 -021	スチレンモノマー		
	2032 -022	合成石炭酸			2041 -022	合成石炭酸		
	2032 -023	テレフタル酸(高純度)			2041 -023	テレフタル酸(高純度)		
	2032 -024	カプロラクタム			2041 -024	カプロラクタム		
	2032 -029	その他の環式中間物			2041 -029	その他の環式中間物		
					2041 -03	2041 -031		合成染料・有機顔料
2033 -01	2033 -011	合成ゴム			2042 -01	2042 -011		合成ゴム
2039 -01	2039 -011	メタン誘導品			2049 -01	2049 -011		メタン誘導品
2039 -02	2039 -021	油脂加工製品			2049 -02	2049 -021		可塑剤
2039 -03	2039 -031	可塑剤			2049 -09	2049 -099		その他の有機化学工業製品
2039 -04	2039 -041	合成染料		内容変更				
2039 -09	2039 -099	その他の有機化学工業製品		内容変更(一部新2041-03へ)				
2041 -01	2041 -011	熱硬化性樹脂			2051 -01	2051 -011		熱硬化性樹脂
2041 -02		熱可塑性樹脂			2051 -02			熱可塑性樹脂
	2041 -021	ポリエチレン(低密度)		2051 -021	ポリエチレン(低密度)			
	2041 -022	ポリエチレン(高密度)		2051 -022	ポリエチレン(高密度)			
	2041 -023	ポリスチレン		2051 -023	ポリスチレン			
	2041 -024	ポリプロピレン		2051 -024	ポリプロピレン			
	2041 -025	塩化ビニル樹脂		2051 -025	塩化ビニル樹脂			
2041 -03	2041 -031	高機能性樹脂		2051 -03	2051 -031	高機能性樹脂		
2041 -09	2041 -099	その他の合成樹脂		2051 -09	2051 -099	その他の合成樹脂		
2051 -01	2051 -011	レーヨン・アセテート		2061 -01	2061 -011	レーヨン・アセテート		
2051 -02	2051 -021	合成繊維		2061 -02	2061 -021	合成繊維		
2061 -01	2061 -011	医薬品		2071 -01	2071 -011	医薬品		
2071 -01		石けん・合成洗剤・界面活性剤	統合(新2081-01)	2081 -01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤	統合(旧2039-02、旧2071-01)、名称変更	
	2071 -011	石けん・合成洗剤			2081 -011	油脂加工製品		
	2071 -012	界面活性剤			2081 -012	石けん・合成洗剤		
				2081 -013	界面活性剤			
2071 -02	2071 -021	化粧品・歯磨		2081 -02	2081 -021	化粧品・歯磨		
2072 -01	2072 -011	塗料		2082 -01	2082 -011	塗料		
2072 -02	2072 -021	印刷インキ		2082 -02	2082 -021	印刷インキ		
2073 -01	2073 -011	写真感光材料		2083 -01	2083 -011	写真感光材料		
2074 -01	2074 -011	農薬		2084 -01	2084 -011	農薬		
2079 -01	2079 -011	ゼラチン・接着剤		2089 -01	2089 -011	ゼラチン・接着剤		
2079 -09		その他の化学最終製品		2089 -09		その他の化学最終製品	名称変更	
	2079 -091	触媒		2089 -091	触媒			
	2079 -099	その他の化学最終製品(除別掲)		2089 -099	他に分類されない化学最終製品			
2111 -01		石油製品		2111 -01		石油製品		
	2111 -011	ガソリン		2111 -011	ガソリン			
	2111 -012	ジェット燃料油		2111 -012	ジェット燃料油			
	2111 -013	灯油		2111 -013	灯油			
	2111 -014	軽油		2111 -014	軽油			
	2111 -015	A重油		2111 -015	A重油			
	2111 -016	B重油・C重油		2111 -016	B重油・C重油			
	2111 -017	ナフサ		2111 -017	ナフサ			
	2111 -018	液化石油ガス		2111 -018	液化石油ガス			
	2111 -019	その他の石油製品		2111 -019	その他の石油製品			
2121 -01		石炭製品		2121 -01		石炭製品		
	2121 -011	コークス		2121 -011	コークス			
	2121 -019	その他の石炭製品		2121 -019	その他の石炭製品			
2121 -02	2121 -021	舗装材料		2121 -02	2121 -021	舗装材料		
2211 -01		プラスチック製品		2211 -01		プラスチック製品		
	2211 -011	プラスチックフィルム・シート		2211 -011	プラスチックフィルム・シート			
	2211 -012	プラスチック板・管・棒		2211 -012	プラスチック板・管・棒			
	2211 -013	プラスチック発泡製品		2211 -013	プラスチック発泡製品			
	2211 -014	工業用プラスチック製品		2211 -014	工業用プラスチック製品			
	2211 -015	強化プラスチック製品		2211 -015	強化プラスチック製品			
	2211 -016	プラスチック製容器		2211 -016	プラスチック製容器			
	2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品		2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品			
	2211 -019	その他のプラスチック製品		2211 -019	その他のプラスチック製品			
2311 -01	2311 -011	タイヤ・チューブ		2221 -01	2221 -011	タイヤ・チューブ		
2319 -01	2319 -011	ゴム製履物	統合(新2229-01)	2229 -01	2229 -011	ゴム製・プラスチック製履物	統合(旧2319-01、旧2319-02)、名称変更	
2319 -02	2319 -021	プラスチック製履物						
2319 -09	2319 -099	その他のゴム製品						
2411 -01	2411 -011	革製履物		2229 -09	2229 -099	その他のゴム製品		
2412 -01	2412 -011	製革・毛皮		2311 -01	2311 -011	革製履物		
2412 -02	2412 -021	かばん・袋物・その他の革製品		2312 -01	2312 -011	製革・毛皮		
				2312 -02	2312 -021	かばん・袋物・その他の革製品		
2511 -01		板ガラス・安全ガラス		2511 -01		板ガラス・安全ガラス	名称変更	
	2511 -011	板ガラス		2511 -011	板ガラス			
	2511 -012	安全ガラス・複層ガラス		2511 -012	安全ガラス・複層ガラス			
2512 -01	2512 -011	ガラス繊維・同製品		2511 -02	2511 -021	ガラス繊維・同製品		
2519 -09		その他のガラス製品		2511 -09		その他のガラス製品		
	2519 -091	ガラス製加工素材		2511 -091	2511 -091	ガラス製加工素材		
	2519 -099	その他のガラス製品(除別掲)		2511 -099	2511 -099	他に分類されないガラス製品		
2521 -01	2521 -011	セメント		2521 -01	2521 -011	セメント		
2522 -01	2522 -011	生コンクリート		2521 -02	2521 -021	生コンクリート		
2523 -01	2523 -011	セメント製品		2521 -03	2521 -031	セメント製品		
2531 -01		陶磁器		2531 -01		陶磁器		
	2531 -011	建設用陶磁器		2531 -011	建設用陶磁器			
	2531 -012	工業用陶磁器		2531 -012	工業用陶磁器			
	2531 -013	日用陶磁器		2531 -013	日用陶磁器			
2599 -01	2599 -011	耐火物		2591 -01	2591 -011	耐火物		
2599 -02	2599 -021	その他の建設用土石製品		2591 -09	2591 -099	その他の建設用土石製品		
2599 -03	2599 -031	炭素・黒鉛製品		2599 -01	2599 -011	炭素・黒鉛製品		
2599 -04	2599 -041	研磨材		2599 -02	2599 -021	研磨材		
2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品		2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品		
2611 -01	2611 -011	銑鉄		2611 -01	2611 -011	銑鉄		
2611 -02	2611 -021	フェロアロイ		2611 -02	2611 -021	フェロアロイ		
2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)		2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)		
2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)		2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)		
	2612 -011P	鉄屑			2612 -011P	鉄屑		
2621 -01		熱間圧延鋼材		2621 -01		熱間圧延鋼材		
	2621 -011	普通鋼形鋼		2621 -011	普通鋼形鋼			
	2621 -012	普通鋼鋼板		2621 -012	普通鋼鋼板			
	2621 -013	普通鋼鋼帯		2621 -013	普通鋼鋼帯			
	2621 -014	普通鋼小棒		2621 -014	普通鋼小棒			
	2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材		2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材			
	2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材		2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材			
2622 -01		鋼管		2622 -01		鋼管		
	2622 -011	普通鋼鋼管		2622 -011	普通鋼鋼管			
	2622 -012	特殊鋼鋼管		2622 -012	特殊鋼鋼管			

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
2623-01		冷間仕上鋼材		2623-01		冷間仕上鋼材	
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材		2623-011		普通鋼冷間仕上鋼材	
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材		2623-012		特殊鋼冷間仕上鋼材	
2623-02	2623-021	めっき鋼材		2623-02	2623-021	めっき鋼材	
2631-01		鍛鋼		2631-01		鍛鋼	
	2631-011	鍛鋼		2631-011		鍛鋼	
	2631-012	鍛鋼		2631-012		鍛鋼	
2631-02	2631-021	鍛鋼管		2631-02	2631-021	鍛鋼管	
2631-03		鍛鋼品及び鍛工品(鉄)		2631-03		鍛鋼品及び鍛工品(鉄)	
	2631-031	鍛鋼品		2631-031		鍛鋼品	
	2631-032	鍛工品(鉄)		2631-032		鍛工品(鉄)	
2649-01	2649-011	鉄鋼シャースリット業		2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業	
2649-09	2649-099	その他の鉄鋼製品		2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品	
2711-01	2711-011	銅		2711-01	2711-011	銅	
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(含再生)		2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)	
2711-03	2711-031	アルミニウム(含再生)		2711-03	2711-031	アルミニウム(再生を含む。)	
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金		2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金	
	2712-011P	非鉄金属屑			2712-011P	非鉄金属屑	
2721-01	2721-011	電線・ケーブル		2721-01	2721-011	電線・ケーブル	
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル		2721-02	2721-021	光ファイバケーブル	
2722-01	2722-011	伸銅品		2729-01	2729-011	伸銅品	
2722-02	2722-021	アルミ圧延製品		2729-02	2729-021	アルミ圧延製品	
2722-03	2722-031	非鉄金属素形材		2729-03	2729-031	非鉄金属素形材	
2722-04	2722-041	核燃料		2729-04	2729-041	核燃料	
2722-09	2722-099	その他の非鉄金属製品		2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品	
2811-01	2811-011	建設用金属製品		2811-01	2811-011	建設用金属製品	
2812-01	2812-011	建築用金属製品		2812-01	2812-011	建築用金属製品	
2891-01	2891-011	ガス・石油機器及び暖房機器		2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房機器	
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング		2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	
2899-02	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品		2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品	
2899-03		配管工事付属品・粉末や金製品・道具類		2899-03		配管工事付属品・粉末や金製品・道具類	
	2899-031	配管工事付属品		2899-031		配管工事付属品	
	2899-032	粉末や金製品		2899-032		粉末や金製品	
	2899-033	刃物及び道具類		2899-033		刃物・道具類	
2899-09		その他の金属製品		2899-09		その他の金属製品	
	2899-091	金属プレス製品		2899-091		金属プレス製品	
	2899-092	金属線製品		2899-092		金属線製品	
	2899-099	その他の金属製品(除別掲)		2899-099		他に分類されない金属製品	
3011-01	3011-011	ボイラ		2911-01	2911-011	ボイラ	
3011-02	3011-021	タービン		2911-02	2911-021	タービン	
3011-03	3011-031	原動機	2911-03	2911-031	原動機		
			2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機		
3012-01	3012-011	運搬機械	2913-01	2913-011	運搬機械		
3013-01	3013-011	冷凍機・温湿調整装置	2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置		
			2919-01	2919-011	ベアリング		
3019-01	3019-011	ポンプ及び圧縮機	2919-09		その他のはん用機械		
3019-02	3019-021	機械工具	2919-091		動力伝導装置		
3019-09	3019-099	その他の一般産業機械及び装置	2919-099		他に分類されないはん用機械		
3021-01	3021-011	建設・鉱山機械	3011-01	3011-011	農業用機械		
3022-01	3022-011	化学機械	3012-01	3012-011	建設・鉱山機械		
3023-01	3023-011	産業用ロボット	3013-01	3013-011	繊維機械		
3024-01	3024-011	金属工作機械	3014-01		生活関連産業用機械		
3024-02	3024-021	金属加工機械	3014-011		食品機械・同装置		
3029-01	3029-011	農業用機械	3014-012		木材加工機械		
3029-02	3029-021	繊維機械	3014-013		バルブ装置・製紙機械		
3029-03	3029-031	食品機械・同装置	3014-014		印刷・製本・紙工機械		
3029-04	3029-041	半導体製造装置	3014-015		包装・荷受機械		
3029-05	3029-051	真空装置・真空機器	3015-01	3015-011	化学機械		
3029-09		その他の特殊産業用機械	3015-02		鑄造装置・プラスチック加工機械		
	3029-091	製材・木材加工・合板機械	3015-021		鑄造装置		
	3029-092	バルブ装置・製紙機械	3015-022		プラスチック加工機械		
	3029-093	印刷・製本・紙工機械	3016-01	3016-011	金属工作機械		
	3029-094	鑄造装置	3016-02	3016-021	金属加工機械		
	3029-095	プラスチック加工機械	3016-03	3016-031	機械工具		
	3029-099	その他の特殊産業用機械(除別掲)	3017-01	3017-011	半導体製造装置		
3031-01	3031-011	金型	3019-01	3019-011	金型		
3031-02	3031-021	ベアリング	3019-02	3019-021	真空装置・真空機器		
3031-09	3031-099	その他の一般機械器具及び部品	3019-03	3019-031	ロボット		
			3019-09	3019-099	その他の生産用機械		
3111-01	3111-011	複写機	3111-01	3111-011	複写機		
3111-09	3111-099	その他の事務用機械	3111-09	3111-099	その他の事務用機械		
3112-01		サービス用機器	3112-01		サービス用機器		
	3112-011	自動販売機	3112-011		自動販売機		
	3112-012	娯楽用機器	3112-012		娯楽用機器		
	3112-019	その他のサービス用機器	3112-019		その他のサービス用機器		
3211-01		回転電気機械	3113-01	3113-011	計測機器		
	3211-011	発電機器	3114-01	3114-011	医療用機械器具		
	3211-012	電動機	3115-01	3115-011	光学機械・レンズ		
3211-02	3211-021	変圧器・変成器	3116-01	3116-011	武器		
3211-03	3211-031	開閉制御装置及び配電盤	3211-01	3211-011	電子管		
3211-04	3211-041	配線器具	3211-02	3211-021	半導体素子		
3211-05	3211-051	内燃機関電装品	3211-03	3211-031	集積回路		
3211-09	3211-099	その他の産業用電気機器	3211-04	3211-041	液晶パネル		
3221-01	3221-011	電子応用装置	3299-01	3299-011	磁気テープ・磁気ディスク		
3231-01	3231-011	電気計測器	3299-02	3299-021	電子回路		
3241-01	3241-011	電球類	3299-09	3299-099	その他の電子部品		
3241-02	3241-021	電気照明器具	3311-01		回転電気機械		
3241-03	3241-031	電池		3311-011	発電機器		
3241-09	3241-099	その他の電気機械器具		3311-012	電動機		
3251-01	3251-011	民生用エアコンディショナ	3311-02	3311-021	変圧器・変成器		
3251-02	3251-021	民生用電気機器(除エアコン)	3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤		
3311-01	3311-011	ビデオ機器	3311-04	3311-041	配線器具		
3311-02	3311-021	電気音響機器	3311-05	3311-051	内燃機関電装品		
3311-03	3311-031	ラジオ・テレビ受信機	3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器		
3321-01	3321-011	有線電気通信機器	3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ		
3321-02	3321-021	携帯電話機	3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)		
3321-03	3321-031	無線電気通信機器(除携帯電話機)	3331-01	3331-011	電子応用装置		
3321-09	3321-099	その他の電気通信機器	3332-01	3332-011	電気計測器		
3331-01	3331-011	パーソナルコンピュータ	3399-01	3399-011	電球類		
3331-02	3331-021	電子計算機本体(除パソコン)	3399-02	3399-021	電気照明器具		
3331-03	3331-031	電子計算機付属装置	3399-03	3399-031	電池		
3411-01	3411-011	半導体素子	3399-09	3399-099	その他の電気機械器具		

平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
3411-02	3411-021	集積回路	内容変更(一部新3299-02へ)	3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ	内容変更(一部旧3221-01から)、名称変更
3421-01	3421-011	電子管		3411-02	3411-021	電気音響機器	
3421-02	3421-021	液晶素子		3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機	
3421-03	3421-031	磁気テープ・磁気ディスク		3412-01	3412-011	有線電気通信機器	
3421-09	3421-099	その他の電子部品		3412-02	3412-021	携帯電話機	
			3412-03	3412-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)	名称変更	
			3412-09	3412-099	その他の電気通信機器	名称変更 名称変更 名称変更	
3511-01	3511-011	乗用車	3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ		
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)		
3531-01	3531-011	二輪自動車	3421-03	3421-031	電子計算機附属装置		
			3511-01	3511-011	乗用車	統合(旧3521-01、旧3541-01)	
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車		
3531-01	3531-011	二輪自動車	3522-01	3522-011	二輪自動車		
						名称変更	
3541-01	3541-011	自動車車体	3531-01	3531-011	自動車用内燃機関		
3541-02	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品	3531-02	3531-021	自動車部品		
3541-03	3541-031	自動車部品	3541-01	3541-011	鋼船	名称変更	
3611-01	3611-011	鋼船	3541-02	3541-021	その他の船舶		
3611-02	3611-021	その他の船舶	3541-03	3541-031	船舶用内燃機関		
3611-03	3611-031	船舶用内燃機関	3541-10	3541-101	船舶修理		
3611-10	3611-101	船舶修理	3591-01	3591-011	鉄道車両		
3621-01	3621-011	鉄道車両	3591-10	3591-101	鉄道車両修理		
3621-10	3621-101	鉄道車両修理	3592-01	3592-011	航空機		
3622-01	3622-011	航空機	3592-10	3592-101	航空機修理		
3622-10	3622-101	航空機修理	3599-01	3599-011	自転車		
3629-01	3629-011	自転車	3599-09		その他の輸送機械		
3629-09		その他の輸送機械		3599-091	産業用運搬車両	名称変更	
	3629-091	産業用運搬車両		3599-099	他に分類されない輸送機械		
	3629-099	その他の輸送機械(除別掲)					
3711-01	3711-011	カメラ	統合(新3115-01)			名称変更	
3711-09	3711-099	その他の光学機械	統合(新3115-01)、内容変更(一部新3919-09へ)				
3712-01	3712-011	時計					
3719-01	3719-011	理化学機械器具	統合(新3113-01)				
3719-02	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器	統合(新3113-01)				
3719-03	3719-031	医療用機械器具					
3911-01	3911-011	がん具					
3911-02	3911-021	運動用品					
3919-01	3919-011	楽器					
3919-02	3919-021	情報記録物					
3919-03	3919-031	筆記具・文具					
3919-04	3919-041	身辺細貨品					
3919-05	3919-051	畳・わら加工品					
3919-06	3919-061	武器					
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品	内容変更			内容変更(一部旧3711-09から)	
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理					
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)				内容変更	
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)					
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)					
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)					
4121-01	4121-011	建設補修					
4131-01	4131-011	道路関係公共事業					
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業					
4131-03	4131-031	農林関係公共事業					
4132-01	4132-011	鉄道軌道建設					
4132-02	4132-021	電力施設建設					
4132-03	4132-031	電気通信施設建設					
4132-09	4132-099	その他の土木建設					
						内容変更	
5111-01	5111-001	事業用電力					
5111-02		事業用原子力発電	4611-01	4611-001	事業用電力		
5111-03		事業用火力発電	4611-02		事業用原子力発電		
5111-04		水力・その他の事業用発電	4611-03		事業用火力発電		
5111-04	5111-041	自家発電	4611-04	4611-041	自家発電		
5121-01	5121-011	都市ガス	4621-01	4621-011	都市ガス		
5122-01	5122-011	熱供給業	4622-01	4622-011	熱供給業		
5211-01	5211-011	上水道・簡易水道	4711-01	4711-011	上水道・簡易水道		内容変更
5211-02	5211-021	工業用水	4711-02	4711-021	工業用水		
5211-03	5211-031	下水道★★	4711-03	4711-031	下水道★★		
5212-01	5212-011	廃棄物処理(公営)★★	4811-01	4811-011	廃棄物処理(公営)★★	内容変更(一部5211-01から)	
5212-02	5212-021	廃棄物処理(産業)	4811-02	4811-021	廃棄物処理(産業)		
6111-01	6111-011	卸売	5111-01	5111-011	卸売	内容変更	
6112-01	6112-011	小売	5112-01	5112-011	小売		
6211-01		金融	5311-01		金融	内容変更、名称変更 内容変更、名称変更	
	6211-011	公的金融(帰属利子)		5311-011	公的金融(FISIM)		
	6211-012	民間金融(帰属利子)		5311-012	民間金融(FISIM)		
	6211-013	公的金融(手数料)		5311-013	公的金融(手数料)		
	6211-014	民間金融(手数料)		5311-014	民間金融(手数料)		
6212-01	6212-011	生命保険	5312-01	5312-011	生命保険	内容変更	
6212-02	6212-021	損害保険	5312-02	5312-021	損害保険		
6411-01	6411-011	不動産仲介・管理業	5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業	内容変更(一部旧7311-01から)、名称変更	
6411-02	6411-021	不動産賃貸業	5511-02	5511-021	不動産賃貸業		
6421-01	6421-011	住宅賃貸料	5521-01	5521-011	住宅賃貸料		
6422-01	6422-011	住宅賃貸料(帰属家賃)	5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)		
7111-01	7111-011	鉄道旅客輸送	5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送		
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送	5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送		
7121-01	7121-011	バス	5721-01	5721-011	バス		
7121-02	7121-021	ハイヤー・タクシー	5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー		
7122-01	7122-011	道路貨物輸送(除自家輸送)	5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)		
7131-01P	7131-011P	自家輸送(旅客自動車)	5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)		
7132-01P	7132-011P	自家輸送(貨物自動車)	5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)		
7141-01	7141-011	外洋輸送	5741-01	5741-011	外洋輸送		
7142-01		沿海・内水面輸送	5742-01		沿海・内水面輸送		
	7142-011	沿海・内水面旅客輸送		5742-011	沿海・内水面旅客輸送		
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送		5742-012	沿海・内水面貨物輸送		
7143-01	7143-011	港湾運送	5743-01	5743-011	港湾運送		
7151-01		航空輸送	5751-01		航空輸送		
	7151-011	国際航空輸送		5751-011	国際航空輸送		
	7151-012	国内航空旅客輸送		5751-012	国内航空旅客輸送		
	7151-013	国内航空貨物輸送		5751-013	国内航空貨物輸送		
	7151-014	航空機使用事業		5751-014	航空機使用事業		
7161-01	7161-011	貨物利用運送	5761-01	5761-011	貨物利用運送		
7171-01	7171-011	倉庫	5771-01	5771-011	倉庫		
7181-01	7181-011	こん包	5781-01	5781-011	こん包		
7189-01	7189-011	道路輸送施設提供	5789-01	5789-011	道路輸送施設提供		
7189-02	7189-021	水運施設管理★★	5789-02	5789-021	水運施設管理★★		
7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス	5789-03	5789-031	水運付帯サービス	名称変更	





平成17年(2005年)表			旧部門に対する変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
9132 -40		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -04		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	
9141 -00		国内総固定資本形成(公的)		7411 -00		国内総固定資本形成(公的)	
9142 -00		国内総固定資本形成(民間)		7511 -00		国内総固定資本形成(民間)	
9150 -10		生産者製品在庫純増		7611 -01		生産者製品在庫純増	
9150 -20		半製品・仕掛品在庫純増		7611 -02		半製品・仕掛品在庫純増	
9150 -30		流通在庫純増		7611 -03		流通在庫純増	
9150 -40		原材料在庫純増		7611 -04		原材料在庫純増	
				7711 -00		調整項	輸出の内訳から移動
9200 -00		国内最終需要計		7800 -00		国内最終需要計	
9210 -00		国内需要合計		7900 -00		国内需要合計	
9211 -10		輸出(普通貿易)		8011 -01		輸出(普通貿易)	
9211 -20		輸出(特殊貿易)		8011 -02		輸出(特殊貿易)	
9212 -00		輸出(直接購入)		8012 -00		輸出(直接購入)	
9213 -00		調整項					
9220 -00		輸出計		8100 -00		輸出計	
9300 -00		最終需要計		8200 -00		最終需要計	
9350 -00		需要合計		8300 -00		需要合計	
9411 -10		(控除)輸入(普通貿易)		8411 -01		(控除)輸入(普通貿易)	
9411 -20		(控除)輸入(特殊貿易)		8411 -02		(控除)輸入(特殊貿易)	
9412 -00		(控除)輸入(直接購入)		8412 -00		(控除)輸入(直接購入)	
9413 -00		(控除)関税		8511 -00		(控除)関税	
9414 -00		(控除)輸入品商品税		8611 -00		(控除)輸入品商品税	
9420 -00		(控除)輸入計		8700 -00		(控除)輸入計	
9500 -00		最終需要部門計		8800 -00		最終需要計	
9510 -00		商業マージン(卸売)		8911 -00		商業マージン(卸売)	
9520 -00		商業マージン(小売)		8912 -00		商業マージン(小売)	
9610 -00		貨物運賃(鉄道)		9011 -00		貨物運賃(鉄道)	
9620 -00		貨物運賃(道路)		9012 -00		貨物運賃(道路)	
9630 -10		貨物運賃(沿海内水面)		9013 -01		貨物運賃(沿海内水面)	
9630 -20		貨物運賃(港湾運送)		9013 -02		貨物運賃(港湾運送)	
9640 -00		貨物運賃(航空)		9014 -00		貨物運賃(航空)	
9650 -00		貨物運賃(運送取扱)		9015 -00		貨物運賃(利用運送)	
9660 -00		貨物運賃(倉庫)		9016 -00		貨物運賃(倉庫)	
9700 -00		国内生産額		9700 -00		国内生産額	
	9110 -010	宿泊・日当			7111 -001	宿泊・日当	
	9110 -020	交際費			7111 -002	交際費	
	9110 -030	福利厚生費			7111 -003	福利厚生費	
	9311 -000	賃金・俸給			9111 -000	賃金・俸給	
	9312 -000	社会保険料(雇用主負担)			9112 -000	社会保険料(雇用主負担)	
	9313 -000	その他の給与及び手当			9113 -000	その他の給与及び手当	
	9401 -000	営業余剰			9211 -000	営業余剰	
	9402 -000	資本減耗引当			9311 -000	資本減耗引当	
	9403 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)			9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	
	9404 -000	間接税(除関税・輸入品商品税)			9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	名称変更
	9405 -000	(控除)経常補助金			9511 -000	(控除)経常補助金	
	9500 -000	粗付加価値部門計			9600 -000	粗付加価値部門計	
	9700 -000	国内生産額			9700 -000	国内生産額	

(注1) 部門名称の「★」は、生産活動主体を次のように示す。 ★★:政府サービス生産者、★:対家計民間非営利サービス生産者、無印:産業

(注2) 部門コードにおける「P」は仮設部門を示す。

(注3) 「6721-01、-011 飲食サービス」については、今後、経済センサス-活動調査の結果を踏まえ、部門分割が必要か再度検討を行うこととしている。

(2) 統合小分類

※平成23年表では、コード体系を見直したため、コード変更多数あり。

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
0111 穀類		0111 穀類	
0112 いも・豆類		0112 いも・豆類	
0113 野菜		0113 野菜	
0114 果実		0114 果実	
0115 その他の食用作物		0115 その他の食用作物	
0116 非食用作物		0116 非食用作物	
0121 畜産		0121 畜産	
0131 農業サービス		0131 農業サービス	
0211 育林		0151 育林	
0212 素材		0152 素材	
0213 特用林産物		0153 特用林産物	
0311 海面漁業		0171 海面漁業	
0312 内水面漁業		0172 内水面漁業	
0611 金属鉱物		0611 金属鉱物	
0621 窯業原料鉱物		0621 石炭・原油・天然ガス	
0622 砂利・砕石		0631 砂利・砕石	
0629 その他の非金属鉱物		0639 その他の鉱物	統合、名称変更
0711 石炭・原油・天然ガス			
1111 と畜		1111 食肉	内容変更、名称変更
1112 畜産食料品		1112 畜産食料品	
1113 水産食料品		1113 水産食料品	
1114 精穀・製粉		1114 精穀・製粉	
1115 めん・パン・菓子類		1115 めん・パン・菓子類	
1116 農産保存食料品		1116 農産保存食料品	
1117 砂糖・油脂・調味料類		1117 砂糖・油脂・調味料類	
1119 その他の食料品		1119 その他の食料品	内容変更
1121 酒類		1121 酒類	
1129 その他の飲料		1129 その他の飲料	
1131 飼料・有機質肥料(除別掲)		1131 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	名称変更
1141 たばこ		1141 たばこ	
1511 紡績		1511 紡績	
1512 織物		1512 織物	内容変更
1513 ニット生地		1513 ニット生地	
1514 染色整理		1514 染色整理	
1519 その他の繊維工業製品		1519 その他の繊維工業製品	内容変更
1521 衣服		1521 衣服	内容変更
1522 その他の衣服・身の回り品		1522 その他の衣服・身の回り品	内容変更
1529 その他の繊維既製品		1529 その他の繊維既製品	内容変更
1611 製材・合板・チップ		1611 木材	名称変更
1619 その他の木製品		1619 その他の木製品	内容変更
1711 家具・装備品		1621 家具・装備品	
1811 パルプ		1631 パルプ	
1812 紙・板紙		1632 紙・板紙	
1813 加工紙		1633 加工紙	
1821 紙製容器		1641 紙製容器	
1829 その他の紙加工品		1649 その他の紙加工品	内容変更
1911 印刷・製版・製本		1911 印刷・製版・製本	
2011 化学肥料		2011 化学肥料	
2021 ソーダ工業製品		2021 ソーダ工業製品	
2029 その他の無機化学工業製品		2029 その他の無機化学工業製品	
2031 石油化学基礎製品		2031 石油化学基礎製品	
2032 脂肪族中間物・環式中間物		2041 脂肪族中間物・環式中間物	内容変更
2033 合成ゴム		2042 合成ゴム	
2039 その他の有機化学工業製品		2049 その他の有機化学工業製品	内容変更
2041 合成樹脂		2051 合成樹脂	
2051 化学繊維		2061 化学繊維	
2061 医薬品		2071 医薬品	
2071 石けん・界面活性剤・化粧品		2081 油脂加工製品・石けん・界面活性剤・化粧品	内容変更、名称変更
2072 塗料・印刷インキ		2082 塗料・印刷インキ	
2073 写真感光材料		2083 写真感光材料	
2074 農薬		2084 農薬	
2079 その他の化学最終製品		2089 その他の化学最終製品	

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
2111 石油製品		2111 石油製品	
2121 石炭製品		2121 石炭製品	
2211 プラスチック製品		2211 プラスチック製品	
2311 タイヤ・チューブ		2221 タイヤ・チューブ	
2319 その他のゴム製品		2229 その他のゴム製品	
2411 革製履物		2311 革製履物	
2412 なめし革・毛皮・その他の革製品		2312 なめし革・毛皮・その他の革製品	
2511 板ガラス・安全ガラス	→	2511 ガラス・ガラス製品	統合、名称変更
2512 ガラス繊維・同製品	→		
2519 その他のガラス製品	→		
2521 セメント	→	2521 セメント・セメント製品	統合、名称変更
2522 生コンクリート	→		
2523 セメント製品	→		
2531 陶磁器		2531 陶磁器	
		2591 建設用土石製品	分割特掲
2599 その他の窯業・土石製品	→	2599 その他の窯業・土石製品	分割
2611 銑鉄・粗鋼		2611 銑鉄・粗鋼	
2612 鉄屑		2612 鉄屑	
2621 熱間圧延鋼材		2621 熱間圧延鋼材	
2622 鋼管		2622 鋼管	
2623 冷延・めっき鋼材		2623 冷延・めっき鋼材	
2631 鋳鍛造品		2631 鋳鍛造品	
2649 その他の鉄鋼製品		2699 その他の鉄鋼製品	
2711 非鉄金属製錬・精製		2711 非鉄金属製錬・精製	
2712 非鉄金属屑		2712 非鉄金属屑	
2721 電線・ケーブル		2721 電線・ケーブル	
2722 その他の非鉄金属製品		2729 その他の非鉄金属製品	
2811 建設用金属製品		2811 建設用金属製品	
2812 建築用金属製品		2812 建築用金属製品	
2891 ガス・石油機器及び暖厨房機器		2891 ガス・石油機器・暖厨房機器	名称変更
2899 その他の金属製品		2899 その他の金属製品	
		2911 ボイラ・原動機	名称変更
3011 原動機・ボイラ	→	2912 ポンプ・圧縮機	再編
3012 運搬機械	→	2913 運搬機械	
3013 冷凍機・温湿調整装置	→	2914 冷凍機・温湿調整装置	
3019 その他の一般産業機械	→	2919 その他のはん用機械	再編
3021 建設・鉱山機械	→	3011 農業用機械	再編
3022 化学機械	→	3012 建設・鉱山機械	
3023 産業用ロボット	→	3013 繊維機械	再編
3024 金属加工・工作機械	→	3014 生活関連産業用機械	再編
3029 その他の特殊産業用機械	→	3015 基礎素材産業用機械	再編
3031 その他の一般機械器具及び部品	→	3016 金属加工機械	再編
		3017 半導体製造装置	再編
		3019 その他の生産用機械	再編

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
3111 事務用機械		3111 事務用機械	
3112 サービス用機器		3112 サービス用機器	
		3113 計測機器	名称変更
		3114 医療用機械器具	分割特掲
		3115 光学機械・レンズ	名称変更
		3116 武器	分割特掲
3211 産業用電気機器		3211 電子デバイス	再編
3221 電子応用装置	3299 その他の電子部品	再編	
3231 電機計測器	3311 産業用電気機器		
3241 その他の電気機器	3321 民生用電気機器		
3251 民生用電気機器	3331 電子応用装置	内容変更	
3311 民生用電子機器	3332 電気計測器		
3321 通信機械	3399 その他の電気機械	内容変更、名称変更	
3331 電子計算機・同附属装置	3411 民生用電子機器	内容変更	
3411 半導体素子・集積回路	3412 通信機械		
3421 その他の電子製品	3421 電子計算機・同附属装置	名称変更	
3511 乗用車	3511 乗用車		
3521 トラック・バス・その他の自動車	3521 トラック・バス・その他の自動車	内容変更	
3531 二輪自動車	3522 二輪自動車		
3541 自動車部品・同附属品	3531 自動車部品・同附属品	内容変更、名称変更	
3611 船舶・同修理	3541 船舶・同修理		
3621 鉄道車両・同修理	3591 鉄道車両・同修理		
3622 航空機・同修理	3592 航空機・同修理		
3629 その他の輸送機械	3599 その他の輸送機械		
3711 光学機械			
3712 時計			
3719 その他の精密機械			
3911 がん具・運動用品	3911 がん具・運動用品	再編	
3919 その他の製造工業製品	3919 その他の製造工業製品		
3921 再生資源回収・加工処理	3921 再生資源回収・加工処理		
4111 住宅建築	4111 住宅建築		
4112 非住宅建築	4112 非住宅建築		
4121 建設補修	4121 建設補修		
4131 公共事業	4131 公共事業		
4132 その他の土木建設	4191 その他の土木建設		
5111 電力	4611 電力		
5121 都市ガス	4621 都市ガス		
5122 熱供給業	4622 熱供給業		
5211 水道	4711 水道		
5212 廃棄物処理	4811 廃棄物処理		
6111 卸売	5111 卸売	内容変更	
6112 小売	5112 小売		
6211 金融	5311 金融		
6212 保険	5312 保険		
6411 不動産仲介及び賃貸	5511 不動産仲介及び賃貸		
6421 住宅賃貸料	5521 住宅賃貸料		
6422 住宅賃貸料(帰属家賃)	5531 住宅賃貸料(帰属家賃)		

一部新6721へ

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容	
7111 鉄道旅客輸送		5711 鉄道旅客輸送	内容変更、名称変更	
7112 鉄道貨物輸送		5712 鉄道貨物輸送		
7121 道路旅客輸送		5721 道路旅客輸送		
7122 道路貨物輸送(除自家輸送)		5722 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)		
7131 自家輸送(旅客自動車)		5731 自家輸送(旅客自動車)		
7132 自家輸送(貨物自動車)		5732 自家輸送(貨物自動車)		
7141 外洋輸送		5741 外洋輸送		
7142 沿海・内水面輸送		5742 沿海・内水面輸送		
7143 港湾運送		5743 港湾運送		
7151 航空輸送		5751 航空輸送		
7161 貨物利用運送		5761 貨物利用運送		
7171 倉庫		5771 倉庫		
7181 こん包		5781 こん包		名称変更
7189 その他の運輸付帯サービス		5789 その他の運輸付帯サービス		
7311 郵便・信書便		5791 郵便・信書便		内容変更
7312 電気通信		5911 電気通信		内容変更
7319 その他の通信サービス		5919 その他の通信サービス		内容変更
7321 放送		5921 放送		
7331 情報サービス		5931 情報サービス		
7341 インターネット附随サービス		5941 インターネット附随サービス	内容変更	
7351 映像・文字情報制作		5951 映像・音声・文字情報制作	内容変更、名称変更	
8111 公務(中央)		6111 公務(中央)	名称変更	
8112 公務(地方)		6112 公務(地方)		
8211 学校教育		6311 学校教育		
8213 社会教育・その他の教育		6312 社会教育・その他の教育		
8221 学術研究機関		6321 学術研究機関		
8222 企業内研究開発		6322 企業内研究開発		
8311 医療		6411 医療		
8312 保健		6421 保健衛生		
8313 社会保障		6431 社会保険・社会福祉		
8314 介護		6441 介護		
8411 その他の公共サービス		6599 その他の非営利団体サービス		
8511 広告		6611 物品賃貸業(貸自動車業を除く。)		名称変更
8512 物品賃貸業(除貸自動車業)		6612 貸自動車業		名称変更
8513 貸自動車業		6621 広告		名称変更
8514 自動車修理		6631 自動車整備		
8515 機械修理		6632 機械修理		
8519 その他の対事業所サービス		6699 その他の対事業所サービス		内容変更
8611 娯楽サービス	一部旧6112から	6711 宿泊業		内容変更、名称変更
8612 飲食店		6721 飲食サービス		
8613 宿泊業		6731 洗濯・理容・美容・浴場業		
8614 洗濯・理容・美容・浴場業		6741 娯楽サービス	内容変更	
8619 その他の対個人サービス		6799 その他の対個人サービス	内容変更	
8900 事務用品		6811 事務用品		
9000 分類不明		6911 分類不明		

(3) 統合中分類

※平成23年表では、コード体系を見直したため、全てコード変更あり。

平成17年(2005年)表		対応関係	平成23年(2011年)表		変更内容	
001	耕種農業		011	耕種農業		
002	畜産		012	畜産		
003	農業サービス		013	農業サービス		
004	林業		015	林業		
005	漁業		017	漁業		
006	金属鉱物		061	金属鉱物		
007	非金属鉱物		062	石炭・原油・天然ガス		
008	石炭・原油・天然ガス		063	非金属鉱物		
009	食料品		111	食料品	名称変更	
010	飲料		112	飲料		
011	飼料・有機質肥料(除別掲)		113	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)		
012	たばこ		114	たばこ		
013	繊維工業製品	→	151	繊維工業製品	内容変更	
014	衣服・その他の繊維既製品		152	衣服・その他の繊維既製品		
015	製材・木製品	→	161	木材・木製品	内容変更、名称変更	
016	家具・装備品		162	家具・装備品		
017	パルプ・紙・板紙・加工紙		163	パルプ・紙・板紙・加工紙		
018	紙加工品		164	紙加工品		
019	印刷・製版・製本		191	印刷・製版・製本	内容変更	
020	化学肥料	201	化学肥料			
021	無機化学工業製品	202	無機化学工業製品			
022	石油化学基礎製品	203	石油化学基礎製品			
023	有機化学工業製品(除石油化学基礎製品)	→	204	有機化学工業製品(石油化学基礎製品を除く。)		内容変更、名称変更
024	合成樹脂	205	合成樹脂			
025	化学繊維		206	化学繊維		
026	医薬品		207	医薬品		
027	化学最終製品(除医薬品)	→	208	化学最終製品(医薬品を除く。)		内容変更、名称変更
028	石油製品	211	石油製品			
029	石炭製品		212	石炭製品		
030	プラスチック製品		221	プラスチック製品		
031	ゴム製品		222	ゴム製品		
032	なめし革・毛皮・同製品		231	なめし革・毛皮・同製品		
033	ガラス・ガラス製品		251	ガラス・ガラス製品		
034	セメント・セメント製品		252	セメント・セメント製品		
035	陶磁器		253	陶磁器		
036	その他の窯業・土石製品		259	その他の窯業・土石製品		
037	銑鉄・粗鋼		261	銑鉄・粗鋼		
038	鋼材		262	鋼材		
039	鑄鍛造品		263	鑄鍛造品		
040	その他の鉄鋼製品		269	その他の鉄鋼製品		
041	非鉄金属製錬・精製		271	非鉄金属製錬・精製		
042	非鉄金属加工製品		272	非鉄金属加工製品		
043	建設・建築用金属製品		281	建設・建築用金属製品		
044	その他の金属製品		289	その他の金属製品		

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
045 一般産業機械		291 はん用機械	再編
046 特殊産業機械		301 生産用機械	再編
047 その他の一般機器及び部品		311 業務用機械	再編
048 事務用・サービス用機器		321 電子デバイス	再編
049 産業用電気機器		329 その他の電子部品	再編
050 電子応用装置・電気計測器		331 産業用電気機器	
051 その他の電気機器		332 民生用電気機器	
052 民生用電気機器		333 電子応用装置・電気計測器	内容変更
053 通信機械・同関連機器		339 その他の電気機械	内容変更、名称変更
054 電子計算機・同付属装置		341 通信機械・同関連機器	内容変更
055 半導体素子・集積回路		342 電子計算機・同付属装置	名称変更
056 その他の電子部品			
057 乗用車		351 乗用車	
058 その他の自動車		352 その他の自動車	内容変更
059 自動車部品・同付属品		353 自動車部品・同付属品	内容変更、名称変更
060 船舶・同修理		354 船舶・同修理	
061 その他の輸送機械・同修理		359 その他の輸送機械・同修理	
062 精密機械			
063 その他の製造工業製品		391 その他の製造工業製品	内容変更
064 再生資源回収・加工処理		392 再生資源回収・加工処理	
065 建築		411 建築	
066 建設補修		412 建設補修	
067 公共事業		413 公共事業	
068 その他の土木建設		419 その他の土木建設	
069 電力		461 電力	
070 ガス・熱供給		462 ガス・熱供給	
071 水道		471 水道	
072 廃棄物処理		481 廃棄物処理	
073 商業		511 商業	内容変更
074 金融・保険	一部新672へ	531 金融・保険	
075 不動産仲介及び賃貸		551 不動産仲介及び賃貸	
076 住宅賃貸料		552 住宅賃貸料	
077 住宅賃貸料(帰属家賃)		553 住宅賃貸料(帰属家賃)	
078 鉄道輸送		571 鉄道輸送	
079 道路輸送(除自家輸送)		572 道路輸送(自家輸送除く。)	内容変更、名称変更
080 自家輸送		573 自家輸送	
081 水運		574 水運	
082 航空輸送		575 航空輸送	
083 貨物利用運送		576 貨物利用運送	
084 倉庫		577 倉庫	
085 運輸付帯サービス		578 運輸付帯サービス	名称変更
		579 郵便・信書便	分割特掲
086 通信		591 通信	内容変更
087 放送		592 放送	
088 情報サービス		593 情報サービス	
089 インターネット附随サービス		594 インターネット附随サービス	内容変更
090 映像・文字情報制作		595 映像・音声・文字情報制作	内容変更、名称変更
091 公務	一部旧101から	611 公務	
092 教育	一部新669へ	631 教育	
093 研究		632 研究	
094 医療・保健		641 医療	分割
		642 保健衛生	分割
095 社会保障		643 社会保険・社会福祉	名称変更
096 介護		644 介護	
097 その他の公共サービス		659 その他の非営利団体サービス	名称変更

平成17年(2005年)表		対応関係	平成23年(2011年)表		変更内容
098	広告		661	物品賃貸サービス	
099	物品賃貸サービス	一部旧090から	662	広告	
100	自動車・機械修理	一部新595へ	663	自動車整備・機械修理	名称変更
101	その他の対事業所サービス		669	その他の対事業所サービス	内容変更
102	娯楽サービス	一部旧073から	671	宿泊業	
103	飲食店		672	飲食サービス	内容変更、名称変更
104	宿泊業		673	洗濯・理容・美容・浴場業	
105	洗濯・理容・美容・浴場業		674	娯楽サービス	内容変更
106	その他の対個人サービス		679	その他の対個人サービス	内容変更
107	事務用品		681	事務用品	
108	分類不明		691	分類不明	



(4) 統合大分類

※平成23年表では、コード体系を見直したため、全てコード変更あり。

平成17年(2005年)表		対応関係	平成23年(2011年)表		変更内容
01	農林水産業		01	農林水産業	
02	鉱業		06	鉱業	
03	飲食料品		11	飲食料品	
04	繊維製品		15	繊維製品	
05	パルプ・紙・木製品		16	パルプ・紙・木製品	
06	化学製品		20	化学製品	
07	石油・石炭製品		21	石油・石炭製品	
			22	プラスチック・ゴム	分割特掲
08	窯業・土石製品		25	窯業・土石製品	
09	鉄鋼		26	鉄鋼	
10	非鉄金属		27	非鉄金属	
11	金属製品		28	金属製品	
12	一般機械	→	29	はん用機械	再編
13	電気機械	→	30	生産用機械	再編
14	情報・通信機器	→	31	業務用機械	再編
15	電子部品	→	32	電子部品	内容変更
		→	33	電気機械	内容変更
16	輸送機械	→	34	情報・通信機器	内容変更
17	精密機械	→	35	輸送機械	内容変更
18	その他の製造工業製品	→	39	その他の製造工業製品	内容変更
19	建設		41	建設	
20	電力・ガス・熱供給		46	電力・ガス・熱供給	
21	水道・廃棄物処理	→	47	水道	分割
		→	48	廃棄物処理	分割
22	商業	→	51	商業	内容変更
23	金融・保険		53	金融・保険	
24	不動産		55	不動産	
25	運輸	→	57	運輸・郵便	内容変更、名称変更
26	情報通信	→	59	情報通信	内容変更
27	公務	→	61	公務	
28	教育・研究	→	63	教育・研究	
29	医療・保健・社会保障・介護	→	64	医療・福祉	名称変更
30	その他の公共サービス	→	65	その他の非営利団体サービス	名称変更
31	対事業所サービス	→	66	対事業所サービス	内容変更
32	対個人サービス	→	67	対個人サービス	内容変更
33	事務用品		68	事務用品	
34	分類不明		69	分類不明	

(注) 対応関係の矢印の線種は、以下の観点から区別している。

実線 : 平成17年(2005年)表における分類の内容の大部分を引き継いでいる場合、再編された場合又は分割された場合

点線 : 平成17年(2005年)表における分類の内容の一部が移動した場合

## 〔別表5〕

平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等

### 1 格付けの意義

中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等（以下「政府及び独立行政法人等」という。）の格付けとは、当該機関（法人）の活動を、「生産活動主体分類」別に、①政府サービス生産者（内訳として、公務、準公務及び社会保障基金の3区分）、②対家計民間非営利サービス生産者、又は③産業（内訳として、公的活動及び民間活動（対企業民間非営利サービス生産者を含む。）の2区分）に区分した上で、さらに基本分類への当てはめを行う作業（1機関（法人）＝1アクティビティとは限らない。）であり、以下に掲げる必要性から、不可欠な作業である。

- (1) 一次統計や産業を対象とする投入調査では、通常、政府及び独立行政法人等は対象とされないことが多い。そのため、政府及び独立行政法人等の格付けは、国内生産額を推計するに際して、これら機関（法人）の活動による生産額を、どの部門の生産額に含めるのかを明確にし、該当する部門の正確な国内生産額推計に資することとなる。
- (2) 「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は、後記4記載のとおり、経費の積上げをもって国内生産額とするため営業余剰が存在せず、一方、「産業」は、売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在する。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、政府及び独立行政法人等においても、それぞれの機関（法人）の性格により、それらを区分して扱う必要がある。
- (3) 格付けを行うことにより、その機関（法人）の資本形成が、公的資本形成なのか、民間資本形成なのか明確になり、公共投資による資本形成などの分析がより的確なものとなる。また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、格付けは不可欠のものである。

### 2 格付けの対象とする範囲

格付けの対象とする政府及び独立行政法人等の範囲は、以下のとおりとする。

なお、政府サービス生産者及び産業（公的活動）に格付けられる機関（法人）は、別表において網羅されている。

#### (1) 中央政府が行う活動

国のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及びすべての特別会計に関する活動を含む。

#### (2) 地方政府が行う活動

地方公共団体の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、すべての事業

会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路に関するもの）に関する活動も含む。

(3) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人等が行う活動

次のアからウまでに掲げるものとする。

具体的には、総務省が公表している「独立行政法人一覧」、「特殊法人一覧」及び行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成13年12月に閣議決定した特殊法人等合理化計画で対象となっているものとする。

ア 独立行政法人

国民生活又は社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう（国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び地方独立行政法人を含む。）。

イ 特殊法人

法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう。（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。

ウ 認可法人

特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。また、地方共同法人を含む。

(4) その他

前記(1)～(3)のほか、政府サービス生産者及び産業（公的活動）に格付けられる機関（法人）。

### 3 格付けの基準

政府及び独立行政法人等の格付けは、原則として、国民経済計算における「政府諸機関の分類（格付け）」に準じた以下の基準に基づき行う。

なお、格付けは、原則として、機関（法人）単位で行う。ただし、当該機関（法人）がアクティビティの異なる複数の事業を行い、当該事業が財務諸表上区分されている場合は、事業別に格付けを行う。また、特別会計等の法人組織以外の活動については、可能な範囲で法律に基づく勘定等まで分割する。

(1) 社会保障基金の区分

以下の基準を全て満たす社会保険事業を「社会保障基金」に格付ける。<sup>(注1)</sup>

- ① 政府による賦課・支配
- ② 社会の全体又は特定の部分をカバー
- ③ 強制的加入・負担

(注1) ①～③の全ては満たさないものの、「社会保障基金」に格付けられる他の社会保険事業とアクティビティが類似しており、かつ、それら事業と区分して推計することが困難である年金基金等については、「社会保障基金」に格付ける（別表において「(注1)」を付している。）。

## (2) 金融機関、非金融機関の区分

前記(1)において、「社会保障基金」とされなかったものについて、その売上高の50%以上が、金融仲介活動又は補助的金融活動に伴うものである機関（法人）は、「金融機関」とし、それ以外は「非金融機関」とする。<sup>(注2)</sup>

## (3) 市場性の有無

前記(2)において、「非金融機関」とされたものについて、その売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるものとして、「産業」に格付ける。<sup>(注2)</sup>

(注2) この基準を適用することにより、①当該機関（法人）の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の作表上、当該機関（法人）に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合には、この基準によることなく、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断する（別表において「(注2)」を付している。）。

## (4) 政府による所有・支配の有無

ア 前記(3)において、「産業」とされなかったものについて、当該機関（法人）が別表において「1 中央政府が行う活動」又は「2 地方政府が行う活動」に該当する場合は、政府による所有又は支配があるものとして、「政府サービス生産者」に格付ける。それ以外の機関（法人）については、政府が役員を選任権を保有している場合は、政府による所有又は支配があるものとして、「政府サービス生産者」に格付ける。

イ 前記(2)において、「金融機関」とされた場合及び(3)で「産業」に格付けされたもののうち、次の①又は②を満たす場合は、政府による所有又は支配があるものとして、「産業」の内訳である「公的活動」に格付け、それ以外は「民間活動」に格付ける。

- ① 政府が議決権の過半数を保有している。
- ② 取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任命権を持つ）。

## (5) 公務・準公務の区分

前記(4)アにおいて、「政府サービス生産者」に格付けられたもののうち、「産業」部門に類似の活動が存在する場合は、原則として「準公務」に格付けし、それ以外は「公務」に格付ける。

## (6) 対家計民間非営利団体サービス生産者の区分

前記(4)アにおいて、政府による所有又は支配がないものとされた機関（法人）

について、その活動が、「産業」部門を対象としている場合は、「産業（対企業民間非営利団体サービス生産者）」に格付けし、それ以外は「対家計民間非営利団体サービス生産者」に格付ける。

#### 4 計数の取扱い等

政府及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業に大別されるが、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、その計数について、以下のように取り扱っている。

(1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）、「社会保障基金」及び「対家計民間非営利サービス生産者」

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」となる。

(3) 「産業」のうちの「公的活動」

「公的活動」に格付けされたものについては、生産活動主体分類上、民間活動と同じ「産業」に該当するものであることから、その計数の取扱いにおいては、民間活動と同一に扱われる。

ただし、公的活動の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上される。

(4) 建設に関する活動の取扱い

建設に関する政府サービス生産者の活動及び産業の公的活動については、計画及び管理等の活動のみを対象として当該機関（法人）の格付けを行う。

ただし、当該法人の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）である場合には、当該法人によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の行部門）が特定できるようにするため、その主たる建設活動を「 」書きで備考欄に示す。

1 中央政府が行う活動

平成23年12月末

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
<b>一般会計</b>								
下記以外	○							
学校給食		学校給食(国公立)						
水路、灯台業務		水運施設管理						
社会教育		社会教育(国公立)						
教育訓練機関		その他の教育訓練機関(国公立)						
政府研究機関		自然科学研究機関、人文科学研究機関(国公立)						
保健衛生		保健衛生(国公立)						
社会福祉		社会福祉(国公立)						
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
<b>特別会計</b>								
(1 事業特別会計)								
国有林野事業特別会計	○						「農林関係公共事業」	平成18年4月「国有林野事業勘定」と「治山勘定」が統合
国有林野事業					育林・素材(注2)			
(2 保険特別会計)								
地震再保険特別会計					損害保険			
年金特別会計								平成19年4月「厚生保険特別会計」と「国民年金特別会計」が統合  新基準により「準公務」から「社会保障基金」に主体分類変更
基礎年金勘定			社会保険事業					
国民年金勘定			社会保険事業					
厚生年金勘定			社会保険事業					
福祉年金勘定			社会保険事業					
健康勘定			社会保険事業					
児童手当勘定			社会保険事業					
業務勘定			社会保険事業					
労働保険特別会計								平成22年1月「船員保険特別会計」が統合  新基準により「準公務」から「社会保障基金」に主体分類変更
労災勘定			社会保険事業					
雇用勘定			社会保険事業					
徴収勘定			社会保険事業					
農業共済再保険特別会計								
再保険金支払基金勘定					損害保険			
農業勘定					損害保険			

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
家畜勘定					損害保険			
果樹勘定					損害保険			
園芸施設勘定					損害保険			
業務勘定					損害保険			
森林保険特別会計					損害保険			
漁船再保険及び漁業共済 保険特別会計								
漁船普通保険勘定					損害保険			
漁船特殊保険勘定					損害保険			
漁船乗組員給与保険勘定					損害保険			
漁業共済保険勘定					損害保険			
業務勘定					損害保険			
貿易再保険特別会計					損害保険			
(3 公共事業特別会計)								
社会資本整備事業特別会計								
道路整備勘定	○						「道路関係公 共事業」	平成20年度「道路整備特別会計」、「治水特 別会計」、「港湾整備特別会計」、「空港整 備特別会計」及び「都市開発資金融通特別会 計」を統合
治水勘定	○						「河川・下水 道・その他の 公共事業」	
港湾勘定	○						「河川・下水 道・その他の 公共事業」	
空港整備勘定 整備	○ (注2)						「河川・下水 道・その他の 公共事業」	
管理運営		航空施設管理 (国営)						
業務勘定	○							
都市開発資金融通 業務					金融			
(4 行政的事務特別会計)								
食料安定供給特別会計								
農業経営基盤強化勘定	○							平成19年度「食糧管理特別会計」、「農業経 営基盤強化措置特別会計」を統合  「旧食糧管理特別会計」の「米管理勘定」及 び「麦管理勘定」は、「公的活動」から「公 務」に主体分類変更
農業経営安定勘定	○							
米管理勘定	○							
麦管理勘定	○							
国営土地改良事業勘定	○							
業務勘定	○							
調整勘定	○							

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
特許特別会計					その他の対事業所サービス			新基準により「公務」から「公的企業」に主体分類変更
自動車安全特別会計 保障勘定					損害保険			平成20年度「自動車損害賠償補償事業特別会計」及び「自動車検査登録会計」を統合。
自動車事故対策勘定					損害保険			
自動車検査登録勘定	○							
(5 資金運用管理特別会計)								
財政投融资特別会計 財政融資資金勘定					金融			平成20年度「財政融資資金特別会計」及び「産業投資特別会計」を統合
投資勘定					金融			
特定国有財産整備勘定	○							
外国為替資金特別会計	○							
(6 整理区分特別会計)								
交付税及び譲与税配付金特別会計 交付税及び譲与税配付金勘定	○							
交通安全対策特別交付金勘定	○							
国債整理基金特別会計	○							
(7 その他)								
エネルギー対策特別会計 電源開発促進勘定	○							平成19年度「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」及び「電源開発促進対策特別会計」を統合
エネルギー需給勘定	○							平成23年9月「原子力損害賠償支援勘定」設置
原子力損害賠償支援勘定	○							



2 地方政府が行う活動

平成23年12月末

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
<b>普通会計</b>								
下記以外	○							
学校給食		学校給食(国公立)						
清掃事業		廃棄物処理(公営)						
住宅事業					住宅賃貸料			
造林事業					育林・素材(注2)			
学校教育		学校教育(国公立)						
社会教育		社会教育(国公立)						
教育訓練機関		その他の教育訓練機関(国公立)						
地方政府研究機関		自然科学研究機関 人文科学研究機関						
保健衛生		保健衛生(国公立)						
社会福祉		社会福祉(国公立)						
港湾管理		水運施設管理						
空港管理		航空施設管理(国公営)						
失業者就労事業	○							
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
一部事務組合	○							
<b>公営事業会計</b>								
(1 地方公営企業)								
上水道・簡易水道事業					上水道・簡易水道			
工業用水道事業					工業用水			
交通事業					鉄道旅客輸送 道路旅客輸送(バス)			
電気事業					電力			
ガス事業					都市ガス			
病院事業					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			
下水道事業		下水道				「河川・下水道・その他の公共事業」		公共下水道事業から名称変更
港湾事業		水運施設管理(注2)						「整備」と「管理運営」を統合し、名称変更
市場事業					卸売			
と畜場事業					と畜(注2)			
観光施設事業					(各アクティビティに含まれる)			

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
宅地造成事業					不動産仲介・管理業		「その他の土木建設」	
有料道路事業					道路輸送施設提供		「道路関係公共事業」	
駐車場整備事業					道路輸送施設提供			駐車場事業から名称変更
介護サービス					介護(施設サービスを除く)			居宅から名称変更
居宅サービス・地域密着型サービス等					介護(施設サービス)			施設から名称変更
施設サービス								
(2 その他の事業)								
競馬、競輪、小型自動車競走、競艇					競輪・競馬等の競走場・競技団			
宝くじ					その他の対個人サービス			
交通災害共済事業					損害保険			
農業共済事業					損害保険			
公立大学付属病院事業					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			
国民健康保険事業								
事業勘定			社会保険事業					保険給付から名称変更 新基準により「準公務」から「社会保障基金」に主体分類変更
直診勘定					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			直営診療所から名称変更
老人保健医療事業			社会保険事業					新基準により「準公務」から「社会保障基金」に主体分類変更
介護保険事業								
介護保険事務			社会保険事業					新基準により「準公務」から「社会保障基金」に主体分類変更
居宅サービス・地域密着型サービス等					介護(施設サービスを除く)			居宅から名称変更
施設サービス					介護(施設サービス)			施設から名称変更
後期高齢者医療事業			社会保険事業					平成20年4月制度施行
一部事務組合	○							
公社								
住宅供給公社					住宅賃貸料			
土地開発公社					不動産仲介・管理業		「その他の土木建設」	
地方道路公社					道路輸送施設提供		「道路関係公共事業」	
その他の会計								
財産区	○							
地方開発事業団	○							
港務局								
整備	○						「河川・下水道・その他の公共事業」	
管理運営		水運施設管理						

3 独立行政法人が行う活動

平成23年12月末

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業		主たる建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(内閣府)								
独立行政法人国立公文書館	○							
独立行政法人国民生活センター	○							
独立行政法人北方領土問題対策協会	○							
(総務省)								
独立行政法人情報通信研究機構		自然科学研究(国公立)						「その他」を「研究」に統合し、法人全体で格付け
独立行政法人統計センター	○							
独立行政法人平和祈念事業特別基金	○							
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構					金融			平成19年10月設立
(外務省)								
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力業務					金融			「有償資金協力業務」と「その他」に区分
その他	○							
独立行政法人国際交流基金	○							
(財務省)								
独立行政法人酒類総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人造幣局 コイン					その他の金属製品			
勲章					身近細貨品			
独立行政法人国立印刷局					印刷・製版・製本			
独立行政法人日本万国博覧会記念機構					スポーツ施設提供業・公園・遊園地			新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「公的活動」に主体分類変更
(文部科学省)								
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		人文科学研究機関(国公立)						平成19年4月名称変更
独立行政法人大学入試センター					その他の対事業所サービス			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
独立行政法人国立青少年教育振興機構		社会教育(国公立)						平成18年4月「国立オリンピック記念青少年総合センター」、「国立青年の家」、「国立少年自然の家」が統合
独立行政法人国立女性教育会館		社会教育(国公立)						
独立行政法人国立科学博物館		社会教育(国公立)						
独立行政法人物質・材料研究機構		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人防災科学技術研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人放射線医学総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人国立美術館		社会教育(国公立)						
独立行政法人国立文化財機構		社会教育(国公立)						平成19年4月設立 「国立博物館」、「文化財研究所」が統合

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人教員研修センター		その他の教育 訓練機関(国 公立)						
独立行政法人科学技術振興機構		自然科学研究 機関(国公 立)						
一般勘定								
文献情報提供勘定					情報サービス			
独立行政法人日本学術振興会	○							
独立行政法人理化学研究所		自然科学研究 機関(国公 立)						
独立行政法人宇宙航空研究開発 機構								
宇宙開発	○							
宇宙科学研究及び航空宇宙 技術研究		自然科学研究 機関(国公 立)						
独立行政法人日本スポーツ振興 センター								
災害共済給付勘定					損害保険			平成17年表では、「スポーツ振興」、「学校 給食用物資供給」、「災害共済給付事業」の 3つに区分されていたものを、「災害共済給 付事業」、「免責特約勘定」、「投票勘 定」、「一般勘定」の4つに区分に変更。
免責特約勘定					損害保険			
投票勘定					その他の対個人 サービス			
一般勘定					スポーツ施設 提供業			
独立行政法人日本芸術文化振興 会	○							「国立劇場・新国立劇場勘定」と「芸術文化 振興(基金勘定)」を統合して「公務」に格 付け
独立行政法人日本学生支援機構					金融			新基準により「公務」から「公的活動(金 融)」に主体分類変更
独立行政法人海洋研究開発機構		自然科学研究 機関(国公 立)						
独立行政法人国立高等専門学校 機構		学校教育(国 公立)						
独立行政法人大学評価・学位授 与機構	○							
独立行政法人国立大学財務・経 営センター					不動産賃貸業			新基準により「公務」から「公的活動」に主 体分類変更
独立行政法人日本原子力研究開 発機構		自然科学研究 機関(国公 立)						
原子力研究								
核燃料リサイクル開発	○							
(厚生労働省)								
独立行政法人国立健康・栄養研 究所		自然科学研究 機関(国公 立)						
独立行政法人労働安全衛生総合 研究所		自然科学研究 機関(国公 立)						平成18年4月設立 「独立行政法人産業安全研究所」と「独立行 政法人産業医学総合研究所」が統合
独立行政法人勤労者退職金共済 機構			社会保険事業 (注1)					新基準により「公務」から「社会保障基金」 へ主体分類変更
独立行政法人福祉医療機構					金融			
独立行政法人国立重度知的障害 者総合施設のぞみの園		社会福祉(国 公立)						

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人労働政策研究・研修機構		人文科学研究 機関(国公立)						
研究活動								
研修業務		その他の教育 訓練機関(国 公立)						
独立行政法人高齢・障害・求職 者雇用支援機構								
高齢・障害者雇用支援勘定	○							平成23年10月設立 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴 い、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 がその業務の一部を引き継ぐとともに名称変 更
障害者雇用納付金勘定	○							
障害者職業能力開発勘定		その他の教育 訓練機関(国 公立)						
独立行政法人労働者健康福祉機 構					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			「医療業務」と「その他」を統合し、法人全 体で格付けを行う
独立行政法人国立病院機構					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			
独立行政法人医薬品医療機器総 合機構					社会福祉(産 業)			新基準により「公務」から「公的活動」に主 体分類変更
独立行政法人医薬基盤研究所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人年金・健康保険福 祉施設整理機構	○							
年金積立金管理運用独立行政法 人			社会保険事業					平成18年4月設立 年金資金運用基金から移行
独立行政法人国立がん研究セン ター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
独立行政法人国立循環器病研究 センター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
独立行政法人国立精神・神経医 療研究センター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
独立行政法人国立国際医療研究 センター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
独立行政法人国立成育医療研究 センター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
独立行政法人国立長寿医療研究 センター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
(農林水産省)								
独立行政法人農林水産消費安全 技術センター	○							平成19年4月設立 独立行政法人農林水産消費技術センター、独 立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬 検査所が統合
独立行政法人種苗管理センター	○							
独立行政法人家畜改良センター	○							
独立行政法人水産大学校		その他の教育 訓練機関(国 公立)						
独立行政法人農業・食品産業技 術総合研究機構		自然科学研究 機関(国公立)						平成18年4月 独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農 業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政 法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合 研究所が統合
独立行政法人農業生物資源研究 所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人農業環境技術研究 所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人国際農林水産業研 究センター		自然科学研究 機関(国公立)						

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人森林総合研究所		自然科学研究 機関(国公立)						平成19年4月独立行政法人材木育種センター が統合
独立行政法人水産総合研究センター		自然科学研究 機関(国公立)						平成18年4月独立行政法人さけ・ます資源管 理センターが統合
独立行政法人農畜産業振興機構	○							法人全体で格付けし、新基準により「公的活 動」から「公務」に主体分類変更
独立行政法人農業者年金基金								4つの勘定に分割した上で、それぞれの勘定 を新基準により格付け
特例付加年金勘定			社会保険事業 (注1)					
農業者老齢年金等勘定			社会保険事業 (注1)					
旧年金勘定			社会保険事業					
農地売買貸借等勘定	○							
独立行政法人農林漁業信用基金					金融・損害保 険			
(経済産業省)								
独立行政法人経済産業研究所		人文科学研究 機関 (国公立)						
独立行政法人工業所有権情報・ 研修館	○							
独立行政法人日本貿易保険					損害保険			
独立行政法人産業技術総合研究 所		自然科学研究 機関 (国公立)						
独立行政法人製品評価技術基盤 機構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主 体分類変更
独立行政法人新エネルギー・産 業技術総合開発機構	○							平成17年表では「旧；基盤技術研究促進セン ター」、「(旧；新エネ機構)新エネルギー 開発産業技術総合開発」、「石炭鉱業合理 化」、「アルコール製造」の4つに区分され ていたものを統合
独立行政法人日本貿易振興機構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主 体分類変更
独立行政法人原子力安全基盤機 構	○							
独立行政法人情報処理推進機構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主 体分類変更
独立行政法人石油天然ガス・金 属鉱物資源機構								平成17年表では、「(旧石油公団)石油備蓄 事業」、「融資事業」、「鉱物探査事業」、 「(旧：金属鉱業事業団)鉱物探査事業」、 「その他」の5つに区分されていたものを2 区分に整理
資源備蓄事業					卸売			
その他					その他の対事 業サービス			
独立行政法人中小企業基盤整備 機構								平成17年表では「(旧：中小企業総合事業 団)信用保険事業」、「融資事業」、「その 他」の3区分であったものを、当該法人の8 つの勘定単位で区分
一般勘定	○							
産業基盤整備勘定					金融			
施設整備等勘定					不動産仲介・ 管理業、不動 産賃貸業			
小規模企業共済勘定			社会保険事業 (注1)					
中小企業倒産防止共済勘定					金融			

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
工業再配置等業務特別勘定					不動産仲介・ 管理業、不動 産賃貸業			
産炭地域経過業務特別勘定	○							
出資承継勘定					金融			
(国土交通省)								
独立行政法人土木研究所		自然科学研究 機関(国公立)						平成18年4月独立行政法人北海道開発土木研 究所が統合
独立行政法人建築研究所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人交通安全環境研 究所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人海上技術安全研 究所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人港湾空港技術研 究所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人電子航法研究所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人航海訓練所		その他の教育 訓練機関(国 公立)						
独立行政法人海技教育機構		その他の教育 訓練機関(国 公立)						平成18年4月独立行政法人海技大学校、独立 行政法人海員学校が統合
独立行政法人航空大学校		その他の教育 訓練機関(国 公立)						
自動車検査独立行政法人					自動車整備			新基準により「公務」から「公的活動」に主 体分類変更
独立行政法人鉄道建設・運輸施 設整備支援機構								
鉄道助成					金融			
鉄道建設					鉄道輸送		「鉄道軌道建 設」	
船舶の共用建造					沿海内水面輸 送			
高度船舶技術支援					対企業民間非 営利団体			
国鉄清算事業					鉄道輸送			
独立行政法人国際観光振興機構	○							
独立行政法人水資源機構	○						「河川・下水道・ その他の公共事 業」「農林関係公 共事業」	
独立行政法人自動車事故対策機 構	○							
独立行政法人空港周辺整備機構	○ (注2)							
独立行政法人海上災害防止セン ター					その他の水運 附帯サービス			新基準により「公務」から「公的活動」に主 体分類変更
独立行政法人都市再生機構					不動産仲介・管理 業 不動産賃貸業住宅 賃貸料		「住宅建築(非木 造)」「非住宅建 築(非木造)」「 その他の土木建 築」	
独立行政法人奄美群島振興開発 基金					金融			
独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構	○							

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人住宅金融支援機構								平成19年4月設立 「住宅金融公庫」より移行
資金貸付					金融			
団体信用生命保険						生命保険		
住宅融資保険						損害保険		
証券化支援						金融		
(環境省)								
独立行政法人国立環境研究所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人環境再生保全機構	○							
(防衛省)								
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	○							
(その他)								
日本司法支援センター						法務・財務・ 会計サービス		平成18年4月設立
国立大学法人		学校教育(国 公立)						
附属病院						医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)		
大学共同利用機関法人								
人間文化研究機構		人文科学研究 機関(国公立)						
その他の機構		自然科学研究 機関(国公立)						
地方独立行政法人								平成16年4月に施行された地方独立行政法人 法に基づき都道府県及び市町村が設置する法 人。平成23年4月1日現在93法人設立。
大学		学校教育(国 公立)						
病院						医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)		
試験研究機関		自然科学研究 機関(国公立)						



4 特殊法人及び認可法人等が行う活動

平成23年12月末

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
<b>特殊法人</b>								
(事業団)								
日本私立学校振興・共済事業団								
助成事業	○ (注2)							
宿泊事業						宿泊業		
その他共済関連事業			社会保険事業					新基準により「公的活動」から「社会保障基金」に主体分類変更
(公庫)								
株式会社日本政策金融公庫					金融			平成20年10月設立「国民生活金融公庫」、「農林漁業金融公庫」、「中小企業金融公庫」及び「国際協力銀行」が統合
信用保険事業					損害保険			
沖縄振興開発金融公庫					金融			
(金庫・特殊銀行)								
株式会社日本政策投資銀行					金融			平成20年10月名称変更
株式会社商工組合中央金庫						金融		平成20年10月名称変更
(特殊会社)								
日本たばこ産業株式会社					たばこ			新基準により格付け対象となったため追加
日本電信電話株式会社					固定電気通信			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
東日本電信電話株式会社					固定電気通信			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
西日本電信電話株式会社					固定電気通信			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
北海道旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
四国旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
九州旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
日本貨物鉄道株式会社					鉄道貨物輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
東京地下鉄株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
関西国際空港株式会社					航空施設管理(産業)			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
成田国際空港株式会社					航空施設管理(産業)			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
東日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
中日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
西日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
首都高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
阪神高速道路株式会社					道路輸送施設提供			

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
本州四国連絡高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
日本環境安全事業株式会社					廃棄物処理			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
日本郵政株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
郵便事業株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
郵便局株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
株式会社ゆうちょ銀行					金融			平成19年10月設立
株式会社かんぽ生命保険					生命保険			平成19年10月設立
日本アルコール産業株式会社						その他の有機化学工業製品		平成18年4月設立 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(アルコール製造)から移行
輸出入・港湾関連情報処理センター					情報処理・提供サービス			平成20年4月設立 独立行政法人通関情報処理センターから移行
(その他の特殊法人)								
<協会>								
日本放送協会					公共放送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
<その他>								
沖縄科学技術大学院大学学園	○							平成23年11月設立 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構から移行
放送大学学園				学校教育(私立)				新基準により公的部門格付け対象となったため追加
日本中央競馬会					競輪・競馬等の競走場・競技団			
日本年金機構			社会保険事業					平成22年1月設立 社会保険庁より
原子力損害賠償支援機構	○							平成23年9月設立
認可法人								
(銀行)								
日本銀行					金融			
(地方共同法人)								
日本下水道事業団		下水道					「河川・下水道・その他の公共事業」	
地方公務員災害補償基金			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
地方公共団体金融機構					金融			平成20年10月設立 公営企業金融公庫より
地方競馬全国協会					対企業民間非営利団体			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
(機構)								
預金保険機構					金融			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
農水産業協同組合貯金保険機構					金融			新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「公的活動」に主体分類変更
(共済組合等)								
国家公務員共済組合・同連合会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
地方公務員共済組合(同連合 会, 地方職員共済組合を除く)			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
地方公務員共済組合連合会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
地方職員共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
警察共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
公立学校共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
都道府県議会議員共済会, 市議会議員共済会, 町村議会議員共済会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
日本たばこ産業共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
日本鉄道共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
日本製鉄八幡共済組合			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
消防団員等公務災害補償等共済 基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
石炭鉱業年金基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
農林漁業団体職員共済組合			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
エヌティティ企業年金基金 旧年金経理			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
(その他)								
日本赤十字社								
一般				社会福祉 (非営利)				
医療施設						医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)		日本赤十字社の一般会計と3つの事業に係る特別会計(医療施設、血液事業、社会福祉施設)の構成に従い、区分を細分化した
血液事業						医薬品		
社会福祉施設				社会福祉 (非営利)				名称変更
介護(居宅サービス等)						介護(施設 サービスを除く)		居宅から名称変更
介護(施設サービス)						介護(施設 サービス)		施設から名称変更

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
<b>その他</b>								
健康保険組合・同連合会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
国民健康保険組合・同連合会・同中央会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
全国健康保険協会								
健康保険勘定			社会保険事業					平成20年10月設立 社会保険庁(政府管掌健康保険)より
船員保険勘定			社会保険事業					
株式会社産業革新機構					金融			平成21年7月設立
株式会社企業再生支援機構					金融			平成21年10月設立

(注1) 格付け基準「(1)社会保障基金の区分」の①～③の全ては満たさないものの、「社会保障基金」に格付けられる他の社会保険事業とアクティビティが類似しており、かつ、それら事業と区分して推計することが困難であると判断し、「社会保障基金」に格付けた機関(法人)。

(注2) 格付け基準「(3)市場性の有無」を適用することにより、①当該機関(法人)の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の作表上、当該機関(法人)に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合に該当すると判断し、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断して格付けを行った機関(法人)。

(注3) 平成17年表に登載されていたが、民間法人化、廃止等され、平成23年表に登載しない法人は以下のとおり。

**独立行政法人**

独立行政法人消防研究所  
独立行政法人メディア教育開発センター  
独立行政法人緑資源機構  
独立行政法人雇用・能力開発機構

**特殊法人**

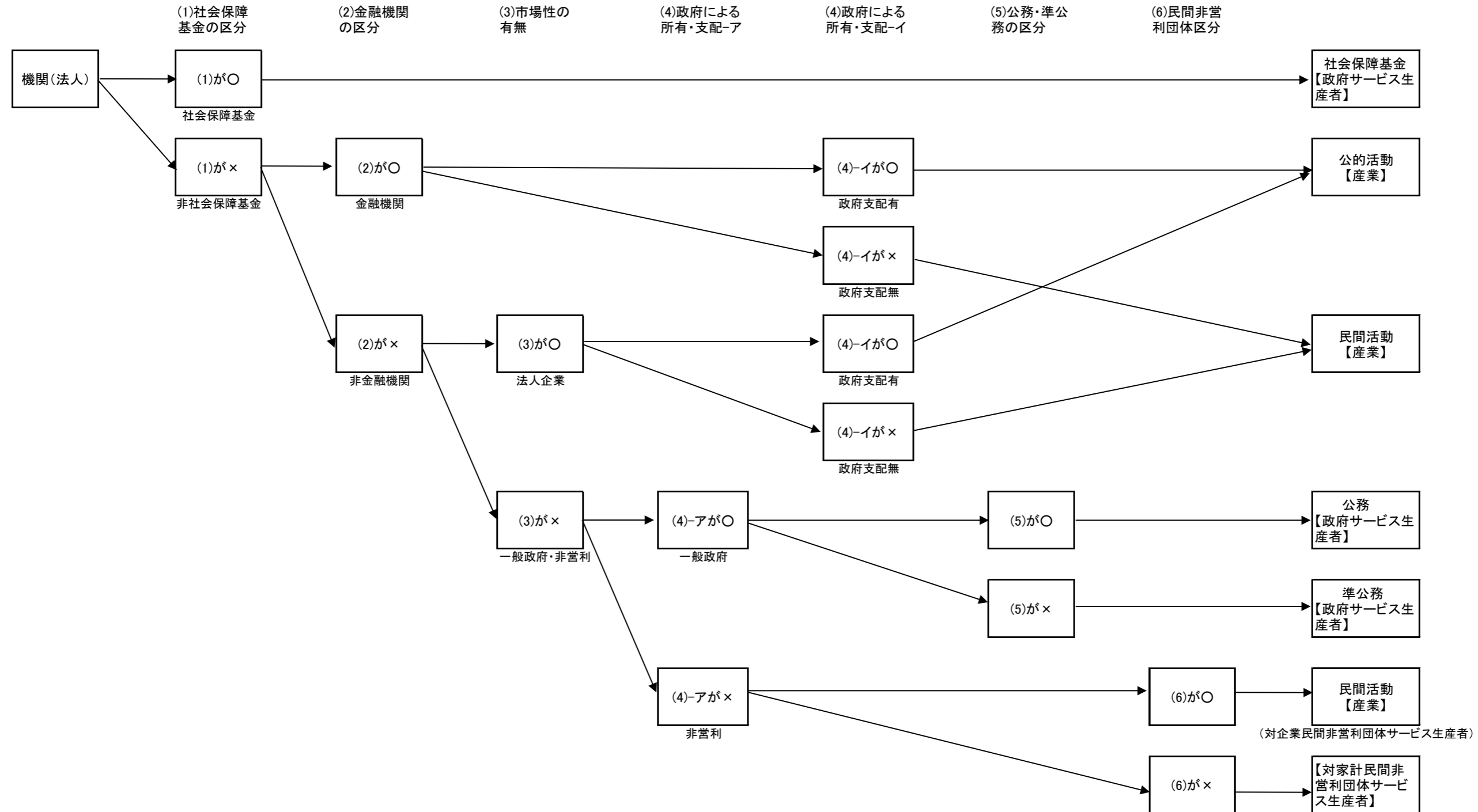
東海旅客鉄道株式会社  
日本自転車振興会  
日本小型自動車振興会  
日本船舶振興会

**認可法人**

総合研究開発機構

政府及び独立行政法人等の格付けチャート表

別表5(参考)



- (1)【社会保障基金の該当】 以下の①から③を全て満たす
  - ①政府による賦課・支配、②社会の全体又は特定の部分をカバー、③強制的加入・負担
- (2)【金融機関の該当】 売上高の50%以上が金融仲介活動等による
- (3)【市場性の有無】 売上高が生産費用の50%以上
- (4)【政府による所有・支配-ア】 以下の①又は②を満たす
  - ① 当該機関(法人)が「1中央政府が行う活動」又は「2地方政府が行う活動」に該当
  - ② 政府が役員を選任権を保有
- (4)【政府による所有・支配-イ】 以下の①又は②を満たす
  - ① 政府が議決権の過半数を保有
  - ② 取締役会等の統治機関を支配(過半数の任命権を持つ)
- (5)【公務・準公務の区分】 「産業」部門に類似の活動が存在しない
- (6)【対家計民間非営利団体サービス生産者の区分】 活動対象が「産業」部門を対象